

市民福祉委員会記録

○開催日時

平成26年9月11日 午前9時57分～午後2時9分

○開催場所

第2委員会室

○出席委員（7人）

委員長 江口 是彦
副委員長 中島 由美子
委員 瀬尾 和敬
委員 永山 伸一

委員 井上 勝博
委員 新原 春二
委員 今塩屋 裕一

○その他議員（1人）

議員 持原 秀行

○説明のための出席者

市民福祉部長 春田 修一
市民課長 榊 順一
環境課長 内田 泰二
課長代理 橋口 堅
川内クリーンセンター所長 若松 幸記
市民健康課長 穴野 克己
課長代理 福寿 清則
保険年金課長 中村 真
主幹兼国保グループ長 前田 隆盛
障害・社会福祉課長 徳留 真理子

高齢・介護福祉課長 橋口 浩文
介護指導グループ長 白江 剛
介護給付グループ長 上 蘭 哲也
保護課長 小原 雅彦
子育て支援課長 知識 伸一
課長代理 西田 光寛
主幹兼保育グループ長 平 利朗

税務課長 山口 秀昭
収納課長 枇杷 繁

○事務局職員

議事調査課長 道場 益男
課長代理 南 輝雄

主 幹 久米 道秋

○審査事件等

審 査 事 件 等	所 管 課
議案第 8 5 号 平成 2 6 年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	環 境 課 川内クリーンセン タ
議案第 8 5 号 平成 2 6 年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	市 民 課
議案第 7 9 号 財産の取得について 議案第 8 5 号 平成 2 6 年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第 9 1 号 平成 2 6 年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算 (所管事務調査)	市 民 健 康 課
議案第 8 5 号 平成 2 6 年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	保 険 年 金 課 (税 務 課) (収 納 課)
議案第 8 5 号 平成 2 6 年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	障 害 ・ 社 会 福 祉 課
議案第 8 5 号 平成 2 6 年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第 9 2 号 平成 2 6 年度薩摩川内市介護保険事業特別会計補正予算 (所管事務調査)	高 齢 ・ 介 護 福 祉 課
議案第 8 5 号 平成 2 6 年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	保 護 課
議案第 8 0 号 薩摩川内市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の 制定について 議案第 8 1 号 薩摩川内市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基 準を定める条例の制定について 議案第 8 2 号 薩摩川内市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の制定について 議案第 8 5 号 平成 2 6 年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	子 育 て 支 援 課
(所管事務調査)	環 境 課

△開 会

○委員長（江口是彦）ただいまから、市民福祉委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付しております審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）御異議ありませんので、お手元に配付してあります審査日程により、審査を進めます。

ここで、傍聴の取り扱いについて申し上げます。

現在のところ傍聴の申し出はありませんが、会議の途中で傍聴の申し出がある場合は、委員長において随時許可したいと思います。

△環境課・川内クリーンセンターの審査

○委員長（江口是彦）それでは、環境課及び川内クリーンセンターの審査を行います。

△議案第85号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（江口是彦）まず、議案第85号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題いたします。

当局に補足説明を求めます。

○環境課長（内田泰二）それでは、初めに一般会計補正予算の歳出について説明をさせていただきます。

予算に関する説明書の32ページをお開きください。

4款1項8目環境衛生費の環境総務一般管理費は514万5,000円の減でございます。これは、職員の異動に伴う給与費の調整によるものでございます。

環境課分は以上です。

○川内クリーンセンター所長（若松幸記）引き続き、川内クリーンセンターです。

一般会計補正予算の歳出について説明いたします。予算に関する説明書、33ページをお開きください。

川内クリーンセンター管理費1,071万2,000円の減は、職員の異動に伴う給与費の調整によるものです。

以上で、補正予算の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（江口是彦）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）質疑はないと認めます。

ここで、議案第85号に係る審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（江口是彦）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○環境課長（内田泰二）それでは、環境課にかかります所管事務の説明をいたします。

市民福祉委員会資料の1ページをお開きください。

木場茶屋最終処分場ガス発生予測調査及び改善対策工法検討結果の概要についてでございます。

1の調査内容は、ガスの発生予測、排出促進のための改善対策工法、それと、3の暫定土地利用に必要な手続でございました。

2の経緯といたしましては、これまでガス発生予測調査を平成8年、平成23年、平成25年と、今回を含めまして3回実施しております。

3の調査結果でございます。（1）のメタンガスの濃度は減少傾向にあるということ。それと、（2）の分解活動が終息傾向にあるということ。それと、（3）のガス抜き管によるガスの排出効果が確認されたなど、前回の調査よりはガスの排出が進んでいるという結論が出ております。

（4）の木場茶屋最終処分場を利用する方法といたしましては、メタンガスの完全な終息が見込めないことから、法的に廃止することは難しい状況でございます。暫定土地利用を行うためには、ガス抜き対策等について県と協議し、修了届を受理される必要がございます。現在、県と事前協議を行い、環境省から文書等による回答を待っている状況でございます。

なお、暫定土地利用につきましては、報告書の中で、太陽光発電やスポーツ公園などの施設の全国の事例等も紹介してございましたので、これらについてまた関係課と協議を進めていく予定としております。

それと、最後の（5）のガス抜き対策等の維持管理では、ガス抜き管の設置箇所を効果的に配置

するということで、これは今後の対策でございますけれども、ガスの排出促進を図るための改善対策として効果があると確認されております。

以上が木場茶屋最終処分場の概要でございます。

次に、2ページをお開きください。

薩摩川内市環境基本計画（第2期）素案の概要について説明いたします。

6月の市民福祉委員会でも説明させていただきましたが、現在の環境基本計画が本年度で終了することから、現在、第2期の環境基本計画を策定中でございます。

それでは、3ページをお開きください。

目次にもありますとおり、第1章計画の基本的事項、2章が計画の目標、3章が環境保全のための取り組み、4章が計画の推進と、大きく四つの章で構成されております。

下に環境基本条例の基本理念ということで、こちらは基本条例の第3条の第1項から第3項までを掲げてございます。

次に、4ページをごらんください。

第1章計画の基本的事項では、1、計画策定の目的と背景として、（2）の社会情勢の変化と新たな課題への対応が求められていることを記載してございます。

2の計画期間は、平成27年度から平成36年までの10年間で、5年をめどに見直すこととしております。

3の計画の範囲は、後段部分にありますとおり、身近な問題から地球温暖化まで総合的に捉えていくこととしてございます。

次に、5ページをごらんください。5ページの4、計画の役割・位置づけでは、国の第4次環境基本計画や県の環境基本計画、それと市の総合計画との整合性を図りながら、望ましい環境像の実現を目指すこととしてございます。

中段以下の第2章の計画の目標では、1、望ましい環境像として、第1次基本計画で定めた基本理念「自然と共生し快適に暮らせるまち 薩摩川内」を引き継ぐこととしております。

6ページをごらんください。

2の基本方針は、基本方針1の「安心・安全な、快適に暮らせるまちづくり」、2の「自然にふれあい、共に生きるまちづくり」、3の「資源を大切に作るまちづくり」、4の「地球を大切にする

まちづくり」、5の「みんなで考え行動する快適環境づくり」と、五つの基本方針を掲げてございます。

7ページをごらんください。

第3章環境保全のための取り組みでは、1、これまでの取り組みと環境の変化として、環境保全条例を制定したこと、蘭牟田池の環境保全対策を充実したこと、8ページのごみ処理、し尿処理等の充実、花いっぱいのもちづくりの推進など、8項目を挙げてございます。

次に、9ページから12ページにかけて4ページでございすけれども、12ページにかけては、これからの取り組みといたしまして、先ほど第2章で説明いたしました五つの基本方針に沿った市の施策に対して、市、市民、事業者がそれぞれ取り組む内容を記載してございます。

一つ例を挙げて説明いたしますと、9ページの上から基本方針2段目になりますけれども、「安心・安全な、快適に暮らせるまちづくり」の市の施策の一番上の1に、大気環境の保全というのがございますけれども、市は大気環境への負荷の軽減の取り組みを行う。市民に対しては、これは次のページに書いてございますけれども、野外での焼却をしないことや、エコドライブをお願いする。右端の事業者に対しましては、法令遵守や業務用施設の適切な維持管理などをお願いすることとしてございます。

次に、飛びまして、13ページをごらんください。

最後の章でございます。計画の推進では、1、計画の推進体制といたしまして、市民、事業者、行政の連携・協力体制づくりを進めることを。2の計画の進行管理では、進捗状況を的確に点検・評価することにより、本市の環境改善を図るものとしてございます。

以上が環境基本計画（第2期）素案の概要でございます。

なお、今後のスケジュールといたしましては、基本計画案を取りまとめまして、庁内検討会を行い、また、パブリックコメントにかけました後、環境審議会へ諮問を行う予定となっております。それぞれの経過等につきましても、12月、3月の市民福祉委員会で報告させていただきます。

以上で、環境課の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（江口是彦）ただいま当局の説明がありました、今の説明二つを含めて、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）ちょっとウミガメ調査員のことで聞いた話がありまして、ことしは寄田、久見崎の海岸のウミガメが産卵するというのが非常に少なくなっているということで、これについては、原因はよくわからないんですが、今は原発で工事をしているということの関係もあるのではないかなというふうに考えている人もいるんですが。ウミガメ調査員が、これまでは自由に海岸に行って、卵の産卵状況とか、海岸の清掃とかというのができたんですけども、今度、その途中の土地が、市有地から九電が買い取ったために行けなくなったと。

で、その産卵については、これは特別に許可を与えられて行けるんですけども、やはり海岸清掃をしなければ、ウミガメの産卵場所が奪われるということになるので、清掃をしたいと言ったら、清掃はだめだというふうに言われたというふうに聞いているんですが、その辺については事実なんでしょうか。

○環境課長（内田泰二）ウミガメ調査につきましては、寄田海岸から西方海岸まで、唐浜、久見崎、4箇所の調査を調査員が行っております。ことしも毎月、報告書が上がってきておりまして、何月何日に産卵して、2箇月ぐらいたってふ化しますので、ふ化して海に帰ったというような報告も見ております。

ちょっと、数につきましては、昨年度とまだ最終的な集計をしておりませんので、ふえた、減ったはちょっとわからないんですけども。それと、あと1点、今般、先ほど委員が言われましたとおり、原発の横に市道がありまして、一部市有地があつて、自由に立ち入りできたんですけども、まだ閉鎖はしてないと思うんですけども、今後、立ち入りをちょっと規制させていただくようなお話は九電のほうから伺っております。

それと、調査員につきましては、そこは通行はできるように、九電のほうやら、あと、九電のほうも県と協議をして、あと、進入禁止のために立て看板等も立てるといような話は伺っております。

それと、海岸清掃の関係でございますけれども、そこまではまだ――私どもは、ボランティアさん

とかにさせていただく場合がございますけれども、そこまではまだ、確認はしていない状況でございます。

以上です。

○委員（井上勝博）それは、「そういう清掃はだめだ」というふうに言われたということなんで、誰から言われたのはちょっと私も確かめてはいないんですが。やっぱりウミガメを保護するためにパトロールしているわけですので、海岸清掃というのがあつたって全然問題ないというのか、そこを通行できないというのは、以前、3号機増設のときには環境アセスメントというのをやって、ウミガメには影響がありませんみたいな、そんな報告もされていますが。今回の工事については、環境アセスメントというのは、やってないわけですけども、それについては、かなり大規模な工事ですよ。数千億円かけているというふうにも聞いているわけですから。

そういう工事をする場合に、環境を保護するというのは当然の義務だと思うんです。その辺について法的にはどうなっているんでしょうか。今度のこの原発の工事に関してですね。そういうふうに環境アセスメントというのはどうなっているんでしょうか。

○環境課長（内田泰二）環境アセスを行う、行わないの対象の表というのがあります。その中を見たとき、発電所関係の項目というのもあるんですけども、実際、改修工事でやらないといけないうのか、ちょっとそこあたりまでは承知しておらないところでございます。

○委員（井上勝博）まず、その環境アセスがどうなっているのか。法的には、しなくていいということになっているのかどうかを確かめていただきたいことと。それから、そのウミガメ調査員だけじゃなくて、一般の方がボランティアで清掃するというのはあり得るわけであつて、そういったことができなくなるというのは。これは公有財産だと思うんです、海岸というのは。

で、一般的な考え方でも、例えば私道を使っていたと。私道の先に自分の道路と自分の家があつたとして、私道だから、これは使えませんかというふうには、これは法律上できないはずで、そういうことは。そこも確かめていただきたいんです。やっぱり私有地であつたとしても、そこを通ることは自由にできるはずですので、これも確認

していただきたいというふうに思います。

○委員長（江口是彦）調査をお願いしたいと思います。もう一点ですか。

○委員（井上勝博）じゃあ、どうぞ。

○委員長（江口是彦）いいですか、後でいいですか。

○委員（新原春二）今、木場茶屋の関係と基本計画の素案の関係について集中審議だと思うんですけど。その他については、あとのその他で行っていただきたいと思うんですが。まず木場茶屋の関係なんですけど、平成8年に、あと10年から15年という査定が出て、平成15年のとき平成23年です。平成23年でまた1回ガス予測調査をされて、さらにまた平成25年でされたということの経過はあるんですが。その結果として、メタンガスについては減少傾向にありますよという過程を書いてあるんです。

で、4番目に、処分の関係については、メタンガスの完全な終息は見込めないことから、法的に廃止することは難しい状態であるという判定をしながら、県と協議をしますよということですが。そこは並行的にずっとやっていかれるのか、時期的にまだ全然メタンガスがいつ終息するかどうかが見込めない中で、県とずっと、そういう跡地利用について並行的にされていくのか、そこら辺をちょっと1点お知らせをしていただきたいと思います。

同時に、そのガスの終息時期、そこら辺はいつごろちょうような計画を持っていられるんですか、その2点お願いします。

○環境課長（内田泰二）ただいまの御質問でございますけれども、県と協議をしていくのは、今回は暫定的に土地の利用ができないかということで、この協議がもし進めば、その後は、もう暫定的に利用開始が進めば、県との協議というのはもう廃止をするまで起こらない、協議をする必要は特にない。そのかわり環境調査とかは、ずっとやっていかないといけないということでございます。

それと、ガスの終息につきましては、今回も調査しておりますけれども、まだ時期的には、完全に抜け切るのがいつかというのは年次的なものは示されておられませんけれども、今回の調査では、だんだん後半の部分に入ってきているというようなお話は聞いております。

ただし、あと何年でなくなるよということは、

ちょっと不明ということでございます。

○委員（新原春二）そこは理解しました。ただ、暫定的にということで、今までもゲートボール場だったですか、山手のほうグラウンドゴルフ場に利用して、地域の方が利用されたという経緯はあるんです。

それと同時に、あそこが何平米あるのかわかりませんが、大体その領域で暫定的にどのくらいの面積を使用ができるのか、そこら辺がわかったら。

○環境課長（内田泰二）暫定的にという、利用の場合です。今、想定しているのは、全体的な広さが6万2,000平米、6.2ヘクタールほどございます。この一部をということではなくて、暫定的に利用する場合は、土地の形状にもよりますけれども、平面、フラットな部分ですね。これがちょっと周辺部を除いたりすると5万数千平米はございますので、最大そこあたりまでは暫定的に利用できるのではないかと考えております。

以上です。

○委員（新原春二）そうした場合に、5万平米、5町歩ある中で、ガス抜きを、今はど真ん中に打ってありますよね。あれを、それなら、方法としては横向きにして暫定的に使えるスペースを広げていくという方法ですか。

それとも、今の現状の中でガス抜きの方法を若干変えるということになりますか。

○環境課長（内田泰二）今回の調査では、今も言われたとおり、今もガス抜き管が合計9本立っておりまして、そのうちの5本が解放管ということで、あとの4本が密閉管でございます。

そして、今後、ガス抜きを促進させるために、これはまだ確定はしていませんけれども、レーザーメタンの、レーザーというのは赤外線です。赤外線照射でこの部分からガスがたくさん発生しているかというような調査をいたしまして、そこに新たなガス抜き管を打って放出させるというような方法をとるという提案にはなっております。

○委員（新原春二）わかりました。一応要望にしておきますが、地元の方々はやっぱり、「どげんなったろうかい」ちょうことで、一様に心配されているんです。そこら辺で、そういう説明を地元自治会なり、あるいは、コミ協のほうにぜひ早急に、今の現状はこうだということについて、一定、県と協議をして、そういう時期が、県の了解点に達するのがいつごろなのか、それもわからない

ならわからないでいいんですけども、そういうところで、地元としてその利用法をもらえるのかどうか。

例えば、前言ったようなゲートボールでも、グラウンドゴルフでも、そういうようなものがあるのか。あるいは、もう太陽光に全部されていくのか。まだ今は想定的なところだと思うんですけども、そこら辺がいつごろわかるのか、そこら辺が一番地元の人が聞きたいところだと思うんです。そこら辺について、現状の中で報告ができる場所があったら、地元にも報告をしていただきたいと思います。

○環境課長（内田泰二） 木場茶屋自治会につきましては、毎年、定期協議というのを7月下旬に実施しておるんですけども。同じ内容を一通り説明はしてございます。

ただし、太陽光とか、スポーツ施設とか、そこまではちょっとお話ししてありませんので、今後、木場茶屋自治会ともまた話しして、方向性とか、そこあたりはまた考えていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（江口是彦） ほかにありませんか。

○委員（井上勝博） 条例の話が出ておりましたので、それに関連するんですけども、これは霧島市の議員から聞いた話で、普通ごみについても、分別ごみについても、例えば袋に名前を入れるとか、分別をどうするかとか、そういうものは本来条例で定めなきゃいけないものなんだけれども、どこでも条例で定めていないと。

霧島市はそれが問題になって、今度、条例化するということを聞いたんですが、それについては、何か聞いていることはありますか。

○課長代理（橋口 堅） 指定ごみ袋の規格というか、デザインというか、その中身のことを条例で定めるのかどうかということでございますけれども、法的には、毎年、ごみ処理実施計画という廃掃法に基づく計画書を定めなければなりませんけれども。指定ごみ袋の企画とか、厚さとか、そういうものを定めるようになっておりまして、本市でもごみ処理実施計画で毎年定めて、告示手続を行っております。

以上でございます。

○委員（井上勝博） 霧島の議員から、薩摩川内市はどうなっているのかと。そういうのは聞いた

ことがないという話で。しかし、これは条例化せんにやいかんちゅうことで、霧島市はこの条例化を進めるということになったということなんで、いろいろ調べた結果、やっぱり条例化が必要なんだということになったんだと思います。

市民にごみ袋に名前を書くことも義務づけているわけですが、そういうものも条例化しなければ、できないはずだというようなお話なんです。その辺はどうなんですか。

○課長代理（橋口 堅） 本市につきましては、廃掃法、法律に基づく処理をしておりますけれども、ちょっと霧島市の取り扱いについて調査をさせていただきたいと思います。

あと、その名前を書くか、書かないかにつきましては、自治会運営説明会等でも、「いろいろプライバシーの問題等もございますので、イニシャルですとか、自治会のルールで結構ですので、厳密に正確な名前を書く必要はないですよ」ということで説明はしてございます。

以上でございます。

○委員（井上勝博） そうすると、その名前を書くというのはお願いということになっているということなんですか。わかりました。ちょっと霧島市の例を少し調べていただきたいと思います。お願いします。

○委員長（江口是彦） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦） 質疑は尽きたと認めます。
次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦） 質疑はないと認めます。

以上で、環境課及び川内クリーンセンターの審査を終わります。

御苦労さまでした。

△市民課の審査

○委員長（江口是彦） 次は、市民課の審査に入ります。

△議案第85号 平成26年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（江口是彦） ここで、審査を一時中止しておりました議案第85号を議題といたします。
一般会計補正予算について、当局に補足説明を

求めます。

○市民課長（榑 順一） それでは、一般会計補正予算歳出について御説明申し上げます。

予算に関する説明書の20ページをお開きください。

2款1項1目一般管理費のうち市民課分は、説明欄の政策調整費34万4,000円の増額で、職員給与費の調整及び医療福祉対策基金の積立金10万円でございます。

この積立金は、社会福祉費寄附金10万円、これを全額積み立てるというものでございます。

次に、予算に関する説明書の23ページをお開きください。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費は1,056万2,000円の増額で、職員給与費の調整に伴うものでございます。

以上で、説明を終わります。よろしく御審議賜りますよう、お願いいたします。

○委員長（江口是彦） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。今、予算です。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦） 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦） 質疑はないと認めます。

ここで、議案第85号に係る審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（江口是彦） 次に、所管事務調査を行います。当局から説明がありますか。

○市民課長（榑 順一） 今回、ございません。

○委員長（江口是彦） では、所管事務全般について質疑をお願いします。

○委員（井上勝博） 済みません、いつもお尋ねしていることでありますが。自衛隊の募集の適格者名簿、これについて、今年はどうなっているのか、お尋ねいたします。

○市民課長（榑 順一） それでは、ただいまの御質問について回答いたします。

自衛官募集に伴う適格者の対象者数につきましては、平成26年度は、平成4年4月2日から平成5年4月1日生まれが男女合わせて787名、それから、平成8年4月2日から平成9年4月

1日の男女が979名、平成11年4月2日から平成12年4月2日の男子が480名で、2,246名となっております。これにつきましては、防災安全課を通じまして、自衛隊の鹿児島地方協力本部から平成25年12月12日に要請がございまして、平成26年4月9日に提出をしているところでございまして、回収につきましても、6月10日に回収が終わっているところでございます。

以上でございます。

○委員（井上勝博） ことしのこの自衛隊の募集なんですが、今までとまたちょっと違う情勢というか、集団的自衛権行使容認の閣議決定がされて、自衛隊員が海外で戦争に行くことができるという、そういうことになった閣議決定がされたわけですね。

ですから、そういう点では非常に若者の命がどうなるのかという問題にまで発展してきているわけで、これについては、本当にどういう使われ方をしているのか。また、回収しているというけれども、これだけコピー技術が発達している中で、コピーを残しているかどうかということについては、これは確かめるすべはないんでしょうか。

○市民課長（榑 順一） 市民課といたしましては、防災安全課のほうから個人情報保護法に基づきまして申請がございまして、処理している関係で、その点までは感知をしておりませんけど、返ってきた分については、シュレッダー処理をしきちんと処理をしているというのは伺っているところです。

以上です。

○委員（井上勝博） 防災安全課からその要請があるんですが、そういうことをちゃんと確かめる方法というのは、確かめようと思ったら、防災安全課が確かめるんですか。それとも、市民課は、もうそこまで、それ以上はもうタッチできないということなんですか。防災安全課なんですか。

○市民課長（榑 順一） 市民課としては、法に基づいて処理をしているということです。我々のほうでその確認はできないということでございます。

○委員長（江口是彦） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦） 質疑は尽きたと認めます。

委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）質疑はないと認めます。

以上で、市民課の審査を終わります。御苦労さまでした。

△市民健康課の審査

○委員長（江口是彦）次は、市民健康課の審査に入ります。

△議案第79号 財産の取得について

○委員長（江口是彦）議案第79号財産の取得についてを議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○市民健康課長（穴野克己）おはようございます。よろしくお願いします。

議案第79号財産の取得についての説明を申し上げます。別冊の議案つづり（その1）、79－1ページをお開きください。

提案理由につきましては、本会議で説明をしたとおりでございますが、薩摩川内市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格2,000万円以上の動産の買い入れによるものでございます。

内容についてでございますが、まず、財産の名称及び数量につきまして、全身用X線CT装置で、裏面79－2ページでございますが、取得財産の概要に記載のとおり、周辺機器等を含む一式でございます。

次に、取得価格でございますが、2,376万円でございます。取得の相手方は、薩摩川内市平佐町4226番地1、株式会社横尾器械川内支店、支店長高松良道であります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（江口是彦）これより質疑に入ります。御質疑願います。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）質疑はないと認めます。

委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）質疑はないと認めます。

これより、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第85号 平成26年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（江口是彦）ここで、審査を一時中止しておりました議案第85号を議題といたします。

一般会計補正予算について、当局に補足説明を求めます。

○市民健康課長（穴野克己）議案第85号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算について、市民健康課の分につきまして御説明申し上げます。補正予算書の31ページをお開きください。

4款1項1目保健衛生総務費のうち、事項、保健衛生一般管理費2,229万円の減額でございますが、職員給与であります、平成26年4月1日人事異動に伴う補正でございます。

続きまして、事項、地域医療対策費861万円につきましては、国民健康保険直営診療施設勘定特別会計への繰出金の増額でございます。

次に、4款1項2目保健センター管理費のうち、事項、保健センター管理費81万6,000円の増でございますが、樋脇保健センターの駐車場での車上ねらい等が多発傾向であることから、防犯設備を拡充するものでございます。

次に、4款1項3目保健衛生指導費のうち、事項、母子保健事業費でございますが、355万7,000円の増でございますが、平成25年度、県から権限移譲されました未熟児養育医療給付に係る実績に伴う国庫負担金等精算の返納金の補正でございます。

次に、4款1項4目予防費のうち、事項、感染症等予防費の4,811万5,000円の増額は、平成26年10月より、任意の予防接種である成人用肺炎球菌と子どもの水ぼうそうワクチンが定期予防接種化となることから、増額補正をお願いするものでございます。

ここで、お手数ですが、市民福祉委員会資料の14ページをお開きいただきたいと思います。

成人用肺炎球菌ワクチン・水痘ワクチンの定期

予防接種化についてということで資料をつけさし
ていただいております。

1の内容でございますが、6月議会である程度
御説明申し上げておりますので、対象者につつま
してはお目通しをいただくということで、1のイ
の公費負担額でございます。5,000円、自己負
担を3,000円程度ということにさせていただきました。

ウの接種回数でございますが、1回。ただし、
既に注射を受けた人は対象外ということでござい
ます。

エで、他市町の状況でございますが、9月末の
調査時点でございますが。ここに書いてございま
すとおり7市町、鹿児島市が一番高くで
5,889円でございます。鹿屋、霧島、始良市を
除くほかの市町につつましては5,000円、霧島、
始良につつましては4,000円の公費負担という
ことで聞いております。

続きまして、あわせて水ぼうそうのワクチンに
つつましても、定期接種化ということでございま
す。

水ぼうそうの内容につつましては記載のとおり
でございますが、接種者につつましてのアでござ
います。（1）1歳から3歳に至るまでの間にあ
る者、（2）平成26年度に限り、3歳から5歳
に至るまでの間にある者に対して1回と、経過措
置を設けてございます。

公費負担額でございますが、全額公費負担、接
種回数2回ということでございます。

以上で、議案第85号平成26年度薩摩川内市
一般会計補正予算、市民健康課分の説明を終わ
ります。よろしくお願いいたします。

○委員長（江口是彦）ただいま当局の説明があ
りましたが、これより質疑に入ります。御質疑願
います。

○委員（新原春二）1点だけ、保健センター管
理費の中で、樋脇保健センターの駐車場の防犯関
係でということですが、どんな事例があって、ど
ういう防止策をされたのか、ちょっと教えてくだ
さい。

○市民健康課長（宍野克己）代理に説明をさせ
ます。

○課長代理（福壽清則）樋脇保健センターにつ
つましては、車上ねらいのほうがございます、
平成24年の3月から平成26年の4月までで

8件ほどございます。

それで、その中には、ガラスを割っての窃盗ま
で出てきております。

それと、あと、この場合、ほとんど保健セン
ターが5時15分までなんですけど、上之湯の施
設のほうと一緒に入っております、ほとんどそ
の事件発生時間ちゅうのが夜間になります。そ
うした場合に、温泉に入られる方のほうがお年寄
りのほうが多いもんですから、当て逃げ等のほう
も同様に6件ほど、一応把握しております。

それで、今までこちらのほうで手を打たなかつ
たのかと言われますと、実際の話、時間帯のほう
が、温泉の時間なもんですから、温泉のほうは水
道局のほう指定管理でやっております、指定
管理のほうから水道局のほうに報告は上がってい
るんですけども、保健センターのほうの管轄であ
る地域振興課のほうには、そこまで詳細に報告が
上がっておりませんでしたので、住民からの苦情
によりまして、今回このような手を打つというこ
とになりました。

今までは、一応、館内のほうのカメラは建設時
に設置しておりましたので、今回、屋外の停車場
のほうに監視カメラのほうを設置したいというこ
とで、それで、今までは注意看板の設置をしてお
りました。

○委員（新原春二）わかりました。こんなにた
くさんあるちゅうのは非常に質が悪いですね。ぜ
ひ、そうして。カメラとしては何機設置される予
定ですか。

○市民健康課長（宍野克己）3台予定しており
ます。

○委員長（江口是彦）ほかに御質疑ありません
か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）質疑はないと認めます。

ここで、議案第85号に係る審査を一時中止し
ます。

△議案第91号 平成26年度薩摩川内市
国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補
正予算

○委員長（江口是彦）次に、議案第91号、平

成 2 6 年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設
勘定特別会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○市民健康課長（宍野克己） 次に、議案第
9 1 号平成 2 6 年度薩摩川内市国民健康保険直営
診療施設勘定特別会計補正予算について、御説明
申し上げます。

歳出から説明をいたしますので、予算に関する
説明書の 1 2 7 ページをごらんいただきたいと思います。

1 款 1 項 1 目一般管理費で 8 6 1 万円の増額補
正をするものでございます。内容につきましては、
4 月 1 日付職員異動等に伴う給与費の増額と、診
療所の緊急点検に伴うガラス取りかえ工事費等の
増額補正でございます。

次に、歳入について御説明いたしますので、前
に戻っていただき 1 2 6 ページをごらんいただき
たいと思います。

7 款 1 項 1 目一般会計繰入金は、先ほどの一般
会計でも申し上げましたが、職員の給与費等及び
診療所の施設整備にかかわる経費として一般会計
から繰入金を増額するものでございます。

以上で、議案第 9 1 号、平成 2 6 年度薩摩川内
市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予
算に関する説明を終わります。よろしくお願い申
し上げます。

○委員長（江口是彦） ただいま当局の説明があ
りましたが、これより質疑に入ります。御質疑願
います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦） 質疑はないと認めます。

委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦） 質疑はないと認めます。

これより、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり
可決すべきものと認めることに御異議ありません
か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦） 御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決
定しました。

△所管事務調査

○委員長（江口是彦） 次に、所管事務調査を行
います。

当局から何か説明がありますか。

○市民健康課長（宍野克己） 特にございません。

○委員長（江口是彦） 所管事務全般について、
これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博） 一般質問でも取り上げた問
題で、四つの温泉、公衆浴場についての譲与方針
について、上之湯については、譲与というふうにな
っているけれども、建物自身は……

○委員長（江口是彦） ちょっと、井上委員、所
管外になるんじゃないかと思うんです。

○委員（井上勝博） いや、水道じゃなくて、建
物は管理しているわけでしょう、ここが。違うの。
建物の管理をしているんでしょう。

○委員長（江口是彦） ちょっと休憩します。

~~~~~

午前 1 0 時 5 0 分休憩

~~~~~

午前 1 0 時 5 2 分開議

~~~~~

○委員長（江口是彦） 本会議に戻します。

ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦） 次に、委員外議員から質  
疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦） 質疑はないと認めます。

以上で、市民健康課の審査を終わります。御苦  
労さまでした。

---

#### △保険年金課の審査

○委員長（江口是彦） 次は、保険年金課の審査  
に入ります。

---

#### △議案第 8 5 号 平成 2 6 年度薩摩川内市 一般会計補正予算

○委員長（江口是彦） ここで、審査を一時中止  
しておりました議案第 8 5 号を議題といたします。

一般会計補正予算について、当局に補足説明を  
求めます。

○保険年金課長（中村 真） 議案第 8 5 号平成  
2 6 年度薩摩川内市一般会計補正予算の保険年金

課分について御説明申し上げます。

まず、歳出について説明いたしますので、予算に関する説明書の27ページをお開きいただきたいと思います。

3款1項4目国民年金費99万9,000円の減額補正につきましては、人事異動に伴います人件費に係る減額補正と、委託料81万円の増額補正でございます。

この委託料につきましては、資料を提出してございます。委員会資料の15ページをお開きいただきたいと思います。

これは、資料として年金生活者支援給付金の概要ということで提出をさせていただいておりますが、年金生活者支援給付金の支給に関する法律に関しまして、支給に当たっては所得要件が発生をしております。この所得額を確認するため、その所得データを日本年金機構へ送る必要がございます。このデータを送るためのシステム改修に要する経費を計上するものでございます。これは委託料についてでございます。

この適用は、平成27年10月の消費税の再引き上げに伴いまして実施される予定のものでございます。

ただし、歳入に計上してございますこのシステム改修のため国から補助される交付金が平成26年度しか交付されないことから、今年度中に事業実施をしようとするものでございます。

この年金生活者支援給付金の概要につきましては、消費税の2段階目の引き上げが施行される日、現時点におきましては平成27年10月1日が予定をされておりますが、この消費税引き上げにあわせて施行されようとするもので、老齢基礎年金の受給者で所得の額が一定の基準を下回る方々に、基準額、月額5,000円を納付済み期間に応じまして支給されるというものが主な内容でございます。

続きまして、予算に関する説明書に返っていただきまして、31ページをお開きいただきたいと思います。

4款1項5目国民健康保険対策費44万3,000円の減額補正につきましても、人事異動に伴う人件費に係る減額補正でございます。

続きまして、前に返っていただきまして、11ページをお開きいただきたいと思います。

歳入につきまして、15款2項2目民生費補助

金につきまして81万円の増額補正でございます。これは、歳出の国民年金費のところで説明しましたシステム改修のための経費を交付金として受けようとするものでございます。

以上で、一般会計に係る保険年金課の説明を終わります。よろしく御審査賜りますよう、お願い申し上げます。

○委員長（江口是彦）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）質疑はないと認めます。

委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）質疑はないと認めます。

ここで、議案第85号に係る審査を一時中止します。

#### △所管事務調査

○委員長（江口是彦）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○保険年金課長（中村 真）それでは、所管事務調査といたしまして、委員会資料に基づき説明をさせていただきますので、資料の16ページをお開きいただきたいと思います。

まず、国民健康保険に関するもので、1、高額療養費の改正内容とあります点について御説明いたします。

（1）改正の趣旨とありますように、高額療養費につきましては、医療費の自己負担が各家計に与える影響を考慮し、過重とならないよう設定をされておりますが、今回の改正は、負担能力に応じた負担を求める観点から、低所得者に配慮した上で、所得区分及び自己負担限度額等をきめ細やかに設定しようとするものでございます。

（2）の改正の内容についてであります。①の70歳未満の所得区分及び算定基準額については、資料の18ページをお開きいただきたいと思います。右側の平成27年1月以降とありますように、70歳未満の上位所得者、旧ただし書き所得600万円超の区分のところを、600万円から901万円以下と、901万円超の2段階とすること、一般の区分の旧ただし書き所得600万円以下の区分のところに、210万円以下を新た

に設け、210万円から600万円以下の2段階とするものであり、限度額については、新たな区分に応じてそれぞれ設定をされており、表を御参照いただきたいと思います。

続きまして、②の70歳から74歳までの一般所得の算定基準額については、表では金額の変更はございません。これは、70歳以上の自己負担額については、特例措置により2割が1割となっていたため、高額療養費の自己負担額についても、一般所得世帯入院が本来「6万2,100円」が「4万4,400円」に、外来についても、本来「2万4,600円」が「1万2,000円」とされており、特例措置が廃止され2割になった方については、本来の金額とするところでありますけれども、現行のまま据え置かれることとなりますので、金額に変更がないということでございます。

続きまして、③高額介護合算療養費の算定基準額については、19ページをごらんいただきたいと思います。

70歳未満の方がいる世帯の介護合算算定基準額については、改正後の高額療養費の所得区分の算定基準額を参照して、先ほど説明しましたとおり新たな区分が設けられ、それぞれの区分に応じて限度額が設定されておりますので、詳細は表を御参照いただきたいと思います。

資料の16ページに返っていただきまして、(3)施行期日については、70歳から74歳までの一般所得の算定基準額については、特例措置が廃止をされました本年4月1日から適用されており、そのほかについては、来年1月1日からとなっております。

続きまして、2の出産育児一時金の見直しに伴う改正内容につきましては、資料の16ページ下から17ページについてごらんいただきたいと思います。

まず、(1)改正の趣旨にありますように、産科医療補償制度の見直しとあわせて、出産育児一時金の金額を見直そうというもので、(2)の改正の内容にありますように、本年4月21日の社会保障審議会医療保険部会におきまして、産科医療補償制度における掛金の額を見直す方針が決定され、また、本年7月7日の同部会におきまして出産育児一時金の総額を42万円に維持する方針が決定をされ、来年1月1日から施行されようとするものでございます。

金額的には、出産育児一時金の見直しとして、現行「39万円」を「40万4,000円」に、保険者が定める金額の見直しとして、産科医療補償制度における掛金を「3万円」から「1万6,000円」を基準とするもので、本年12月議会に条例改正議案を提出さしていただき、御審議していただきたいと思いますと考えているところでございます。

続きまして、その他として定例で報告をさせていただいております短期被保険者証、資格証明書の交付状況については、国民健康保険、後期高齢者医療保険、それぞれ7月末現在の状況を報告させていただきます。

以上で、保険年金課に関する事項について説明を終わります。よろしく御審査賜りますよう、お願いいたします。

○委員長（江口是彦）ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務全般について、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）前回の委員会の中で、短期証についても窓口で据え置かれているという部分もあって、医療にすぐにかかれないという方がいらっしゃるわけですが、そういった方々が重症化した例というのは、今どうなっておりますかということでお尋ねしたときに、調べてみますということになっていたと思うんですが、その辺についてはどういうことになっているのでしょうか。

○保険年金課長（中村 真）前回、そういった質問を受けまして、そのときに、グループ長のほうから、年、数件程度、発生しておりますといったことで件数的なものは報告させていただいたということで考えております。

以上です。

○委員（井上勝博）いわば重症化したというのがわかったのが数件ということなんですか。そういうことですか。

○保険年金課長（中村 真）グループ長に答弁させます。

○主幹兼国保グループ長（前田隆盛）重症化の考え方なんですけれども、当然、保険証の1年ものを交付されている方についても、急に重症化する方がいらっしゃると思います。

で、その当時の答弁といたしましては、資格証とか、短期保険証の更新がなされていない方が救急搬送されたとか、そういうケースが、年、数件あ

るということで答弁さしていただいたところでございます。

なので、保険証の更新がなされていない、もしくは、資格証だったから重症化したという把握というのはしてないということになります。

以上です。

○委員長（江口是彦）ほかに御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）質疑は尽きたと認めます。

委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）質疑はないと認めます。

以上で、保険年金課の審査を終わります。御苦労さまでした。

---

#### △障害・社会福祉課の審査

○委員長（江口是彦）次は、障害・社会福祉課の審査に入ります。

---

#### △議案第85号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（江口是彦）ここで、審査を一時中止しておりました議案第85号を議題といたします。

一般会計補正予算について、当局に補足説明を求めます。

○障害・社会福祉課長（徳留真理子）障害・社会福祉課です。

議案第85号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算について御説明いたします。

歳出から説明いたします。予算に関する説明書27ページをお開きください。

3款1項1目社会福祉費総務費、同じく2目身体障害者等福祉費、同じく3目地方改善対策費は、いずれも職員給与費の調整でございます。

次に、歳入でございます。予算に関する説明書の14ページをお開きください。

18款1項2目民生費寄附金10万円は、市内五代町にお住いの東別府様からの寄附で、福祉事業全般に役立ててほしいとの意向でございまして、全額、医療・福祉対策基金へ積み立てるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（江口是彦）ただいま当局の説明があ

りましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）質疑はないと認めます。

委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）質疑はないと認めます。

ここで、議案第85号に係る審査を一時中止します。

---

#### △所管事務調査

○委員長（江口是彦）次に、所管事務調査を行います。

当局に補足説明を求めます。

○障害・社会福祉課長（徳留真理子）市民福祉委員会資料の20ページをお開きください。

臨時福祉給付金の8月末現在の支給状況について御説明させていただきます。

前委員会でも御説明いたしました、6月下旬に全ての支給対象予定世帯1万7,360世帯に申請書を発送いたしました。

7月1日から申請を受け付けておりまして、現在、8月12日、8月28日の2回合わせて1万2,519世帯の口座へ、給付金総額2億5,401万円を振り込んでおります。

そのうち支給対象者は、資料にありますとおり1万9,049人、加算対象者は1万2,704人となっております。

ちなみに、3回目の振込予定日は9月26日を予定しているところでございますが、本日までの新たな申請件数は888件となっております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（江口是彦）ただいま当局の説明がありました、これを含めて所管事務全般について、これより質疑に入ります。御質疑願います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）質疑はないと認めます。

以上で、障害・社会福祉課の審査を終わります。御苦労さまでした。

△高齢・介護福祉課の審査

○委員長（江口是彦）次は、高齢・介護福祉課の審査に入ります。

△議案第85号 平成26年度薩摩川内市  
一般会計補正予算

○委員長（江口是彦）ここで、審査を一時中止しておりました議案第85号を議題といたします。

一般会計補正予算について、当局の補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）それでは、議案第85号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算の高齢・介護福祉課分について説明をいたします。

各会計の提案理由につきましては、本会議で説明をしたとおりでございますので、省略をさせていただきますと思います。

まず最初に、歳出から説明をさせていただきますと思います。予算に関する説明書の28ページをお開きいただきたいと思います。

3款2項1目老人福祉費総務費では、350万4,000円の増額補正でございますけれども、内容は人事異動に伴います給与費の増額でございます。

次に、同項3目介護保険対策費では、312万3,000円の減額補正であります。主なものは人事異動に伴います給与費の減額で、28節繰出金では、介護保険事業特別会計の人件費等の減額59万8,000円と新規事業認知症初期集中支援推進事業の国からの内示があったためと、制度改正に伴います増額102万1,000円でございます。

同項4目養護老人ホーム費では、971万4,000円の減額補正でございますけれども、内容は、派遣職員の2名減に伴います給与費の減額でございます。

同項5目特別養護老人ホーム費では、扶養手当の増額に伴います22万円の増額補正であります。

続きまして、歳入について説明をさせていただきますと思います。17ページをお開きいただきたいと思います。

21款5項4目雑入の1節雑入のうち、甌島敬老園派遣協定収入の養護分で、971万4,000円の減額は、先ほど申しました派遣職員の減額によるもので、特養分の22万円の増額は

扶養手当の増によるもので、それぞれ社会福祉協議会から給与費分の収入でございます。

以上で、一般会計に係る説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（江口是彦）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）質疑はないと認めます。

委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）質疑はないと認めます。

ここで、議案第85号に係る審査を一時中止します。

△議案第92号 平成26年度薩摩川内市  
介護保険事業特別会計補正予算

○委員長（江口是彦）次に、議案第92号平成26年度薩摩川内市介護保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）それでは、議案第92号平成26年度薩摩川内市介護保険事業特別会計補正予算について御説明をさせていただきます。

最初に、歳出のほうから説明をさせていただきます。予算に関する説明書の140ページをお開きください。

3款2項1目介護予防ケアマネジメント事業の減額補正は、人事異動に伴います給与費の減額であります。

次に、5目任意事業費につきましては、国の制度改正に伴いますもので、次の7目包括的支援事業一般管理費から185万2,000円の予算の組み替えと、新規事業認知症初期集中支援推進事業の国からの内示があったため、報償費等168万1,000円を増額するものでございます。

7目包括的支援事業一般管理費の減額補正は、ただいま説明いたしました予算の組み替えによります減額補正でございます。

続きまして、歳入について説明をさせていただきます。136ページをお開きいただきたいと思います。

4款2項4目地域支援事業交付金の減額補正は、3節現年度分において新規事業認知症初期集中支

援推進事業の国からの内示があったことに伴います増額分66万4,000円と、5節認知症対策等総合支援事業補助金の制度改正に伴います財源内訳の変更に伴います増額137万8,000円、5節認知症対策等総合支援事業補助金は、制度改正に伴います任意事業へ移行したことに伴います減額でございます。

137ページをごらんいただきたいと思います。

6款3項1目地域支援事業交付金の増額補正は、先ほど説明いたしました新規事業の増額分と、制度改正に伴います財源の変更に伴います増額でございます。

138ページをお開きいただきたいと思います。

9款1項1目一般会計繰入金の増額補正は、先ほど説明いたしました新規事業の増額と制度改正によります財源の変更の増額及び人事異動に伴います人件費の減額分であります。

139ページをごらんいただきたいと思います。

9款2項1目介護給付費準備基金繰入金の増額補正は、先ほどから説明しております新規事業の増額と制度改正に伴います財源の変更に伴います増額でございます。

先ほど来、説明をしております新規事業の認知症初期集中支援推進事業につきましては、補正予算資料の平成26年度第3回補正予算の概要、9ページのほうに記載をしておりますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（江口是彦）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（新原春二）今御説明がありました新規事業の関係で、任意事業の関係です。こういう指導はされているんですけど、具体的にどういうものに現場的にはなっていくのか、その辺をちょっと説明をいただきたいと思います。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）6月の委員会のときでも若干触れさせていただきましたけれども、認知症の対策といたしまして、まだ認知症の疑いがある方々なんかを調べて、こちらのほうからどういうところに相談をしたらいいのか、今後どのような形の手だてができるのか、その方々の訪問をいたしまして、医師とか、社会福祉士等が訪問して、その方々の手だてをしていこう

ということで計画しているところでございます。

現在、70歳以上の高齢者の方々を、今、市内、介護認定を受けていらっしゃる方々の70以上の方々を全戸訪問させていただいて調査をしながら、今後、アセスメント等をしていきたいということで考えているところでございます。

○委員（新原春二）要するに、70歳以上の方々に認定を受けていらっしゃる方について訪問してということなのですが。具体的には、誰がそういう訪問をされて、どういう方法がされていくんですか。それは、もう高齢者支援センターがされていくのか、地域の民生委員だとか、そういう方がされていくのか、そこをちょっと。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）今現在、在宅介護支援センター等の方々にお願いをし、あと、包括の方々等も訪問していただいているところでございます。

また、民生委員さんとか、あと、健やか支援アドバイザーの方の情報も提供いただきながら、調査をしてまいりたいと考えているところでございます。

○委員長（江口是彦）よろしいですか。ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）質疑は尽きたと認めます。

委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）質疑はないと認めます。

これより、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△所管事務調査

○委員長（江口是彦）次は、所管事務調査を行います。

当局に補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）それでは、



高齢・介護福祉課分の所管事務について御説明をさせていただきたいと思います。

市民福祉委員会資料の21ページをお開きいただきたいと思います。

薩摩川内市介護保険事業関係についてでございますけれども、まず、1番目の階層別高齢者数の推移でありますけれども、ごらんのとおり、平成25年度までは実績値であります。平成27年度以降は国立社会保障人口問題研究所の資料でございます。

本市の65歳以上の高齢者数は、平成37年ごろがピークになるのではないかなということで考えているところでございます。

2番の介護給付費の推移をごらんいただきたいと思います。

平成20年度、80億5,386万1,000円であった給付費が、平成25年度では94億6,856万2,000円となっております。この5年間で約14億、年平均いたしますと2億8,000万円程度伸びてきているところでございます。

介護給付費は、高齢化率の伸びとともに上昇してきております。団塊の世代の方々が今後高齢者となるここ数年は、これまで以上に著しい介護給付費の上昇が予想されているところであります。

また、介護認定者は75歳以上の比率が高くなっております。上の表のとおり、本市の75歳以上の人口は、平成42年から平成47年ごろがピークになると考えております。

それで、介護給付費につきましてもそのころがピークになるのではないかなということで、予想をしているところであります。

22ページをごらんいただきたいと思います。

3の第5期介護保険料の積算について御説明をさせていただきます。

第4期の保険料につきましては、4,500円でございますけれども、これは基金の取り崩し等によって4,500円と設定したところであります。第5期の保険料については、第4期の保険料、実際は5,245円からの積み上げで計算をしてきております。

これに1号被保険者の負担割合の変更、介護報酬の改定、施設整備、認定者及び利用料の影響等を加味いたしまして6,137円となり、基金の取り崩し、国の基金等によりまして、5期の保険料

は5,800円となったところでございます。

したがって、第6期の保険料の積算につきましては、6,137円から始まる、積み上げていくことになってまいります。

下の表にもございますけれども、1号被保険者の負担割合の変更や介護報酬の改定、施設整備、消費税の影響等を加味して積算をすることになりますので、5期の保険料より高くなるのではないかと考えているところでございます。

一般質問のときにも部長が答弁されましたけれども、現在、6期の介護保険事業計画の策定作業を進めているところでございます。具体的な数字等ははまだお示しできませんけれども、今後、素案策定後、審議会の意見、パブリックコメント等によって市民の意見をお聞きし、3月議会におきまして計画案をお示ししたいと考えているところでございます。

23ページをごらんいただきたいと思います。

4の制度改正案の内容について御説明をさせていただきます。

今回の介護保険制度の改正の主なものにつきましては、①地域包括ケアシステムの構築と、②費用負担の公平化でございます。

まず、①地域包括ケアシステムの構築でございますけれども、高齢者の方々が住みなれた地域で自分らしい生活を維持できるように、介護、医療、予防、生活支援等を一体的に提供するものであります。

サービスの充実といたしまして、そこに1から4まで書いてございますけれども、在宅医療・介護連携の推進。2の認知症施策の推進。3、地域ケア会議の推進。4、生活支援サービスの充実・強化を図ろうとするものでございます。

重点化・効率化といたしまして、①全国一律の予防給付のうち、訪問介護と通所介護を市町村が取り組む地域支援事業に移行し、多様化するものでございます。平成29年度末までに地域の実情に応じた取り組みができる介護保険制度内の地域支援事業に移行するものであります。これまでの介護事業所による既存のサービスに加えまして、NPO、民間企業、住民ボランティアなどによるサービスを利用しながら、地域とのつながりを維持しながら、見守りなど、生活支援の担い手として、生きがいと役割づくりによる互助の推進に寄与するものとなっております。

②特別養護老人ホームの新規入所者を、原則、要介護3以上に限定するものであります。入所を望んでいらっしゃる重度の要介護者が多数いらっしゃることを考え、既に入所していらっしゃる方々を除き、原則、要介護度3以上の高齢者に限定し、在宅での生活が困難な要介護者を支える施設としての機能・重点化を図るものであります。

次に、②費用負担の公平化でございます。低所得者の保険料軽減を拡充でございますが、御存じのとおり介護保険制度の歳入の5割は国、県、市の負担金で、残りの5割につきましては、介護保険料で構成されていますけれども、給付費の5割の公費とは別枠で公費を投入して、低所得者の保険料の軽減割合を拡大するものでございます。

中身としては、下のほうに書いてあるとおりでございます。

重点化・効率化といたしまして、①一定以上の所得のある利用者の自己負担を引き上げでございます。制度の持続可能性を高めるために、これまで一律1割に据え置いている利用者負担について、総体的に負担能力のあります一定以上の所得のある方の利用者の自己負担割合を2割とするものであります。

ただし、月額上限がございますので、見直し対象者の全員が2倍になるわけではございません。

②低所得者の施設利用者の食費・居住費を補填する補足給付の要件に資産などを追加するものでございます。

施設入所等にかかります費用のうち食費、居住費は本人の自己負担が原則となっておりますが、低所得者の高齢者については、その申請に基づき負担を軽減しているところですが、預貯金等を保有するにもかかわらず、介護保険料を財源とした給付が行われることは不公平なことから、資産を勘案するなどの見直しを行うものでございます。

預貯金等が単身で1,000万円を超えるもの、夫婦では2,000万円を超える場合については支給の対象外とすることや、世帯分離された場合でも、配偶者の所得を勘案することなどが示されているところでございます。

24ページをお開きいただきたいと思います。

5の第6期介護保険事業策定に係りますスケジュールでございますけれども、先ほども申しましたけれども、現在策定作業を進めているところで

ございます。10月からは、学識経験者や保険・医療関係団体の代表者の方々、福祉関係の代表者の方々など約20名からなります推進会議を開催して、御協議をしていただくこととしております。

12月から1月ぐらいにかけましてパブリックコメントを実施しまして、広く市民の御意見等を伺うことにしております。

また、同じく12月には議会の全員協議会のほうにおきまして、計画の概要等を御説明させていただければと考えているところでございます。

2月には、パブリックコメント等によります意見の修正等を行いまして、3月には介護保険条例の一部改正案を上程し、御審議していただきたいと考えているところでございます。

以上で、高齢・介護福祉課分の所管事務について説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**○委員長（江口是彦）**ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務全般について質疑に入ります。

なお、長い説明がありましたので、今の当局の説明での質疑から、あつたらお願いします。御質疑願います。

**○委員（井上勝博）**済みません、ちょっと先ほどの介護保険料の今後の見通しという点で、私よく理解できてないのは、その始まるという表現ですけれども、これはどういう意味を持っているのか、ちょっと御説明願えますか。

**○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）**実際の保険料につきましては、先ほど申しましたけれども、第5期の保険料につきましては5,800円なんです、これは基金等を取り崩して5,800円に抑え込んでございます。ですので、実際は6,137円が保険料という計算になります。ここからの積み上げで第6期の計算をしていくという形になっております。

**○委員（井上勝博）**そうすると、現在5,800円というのが、6,000円以上になると、そういうことがもう確実であるという、そういう意味ですか。

**○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）**そうです。

**○委員（井上勝博）**もうこの介護保険料が毎回毎回引き上がるということで、年金は減るのに介護保険料が上がるから、ますます年金が減っていくということで、高齢者からは、物すごい、やっぱりもう暮らしが大変だという声が上がってきて

いるわけです。

それで、こういうふうになるのは、結局、その介護保険の給付費が引き上がるから、こうなるんだというお話でもあるわけですが。しかし、以前から言っていますように、法定外の繰り入れと申しますか、そういうものについては国が縛りをかけているとはいえ、しかし法律的に、それをやっちゃえば法律違反になるというものではないわけで。国のほうはそういうふうに言っているけども、現実には高齢者というのは本当に厳しい状態になっているわけなんで、これは法定外の繰り入れということも考えていかなくちやいけないんじゃないかというふうに思うんですが、どうなんでしょうか。

**○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）** 以前から井上委員のほうからも委員会等でそのような質問をされているようでございますけれども。これまでどおり今のところ一般会計からの繰り入れとか、その辺は現在考えていないところでございます。

とりあえず、今現在やっておりますのは、介護給付費を抑え込むわけではないんですけれども、新聞報道等でもいろいろ出ておりますが、介護給付の適正化ということで我々も取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

**○委員（井上勝博）** 保険料問題は、もういろいろやりとりしてきているわけですが、今度、サービスについては、じゃ、その保険料が上がる分、サービスはちゃんと充実していくのかということについて言えば、利用料の関係でいうと、自己負担の引き上げがあったりとか、要支援者については介護保険の中でやらないということになると、自治体によって、いわば今までは介護保険制度ということでサービスが全国一律であったものが、要支援者だけが、結局、自治体によってサービスが変わるということになってくると思うんですけれども。薩摩川内市の場合は、今までのサービスは後退させないということは言い切れるわけなんですか。

**○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）** 平成29年度末までに要支援の方々なんかは、介護保険制度の中の地域支援事業の中でしていったって、市町村の裁量になってくるということでございますけれども。これまでのサービスを維持しながら、やっていきたいと考えているところでございます。

今後また、推進委員会等、先ほども申しましたけれども、その辺で計画等も立てていただく形になりますので、その辺でも検討していきたいと思っております。

以上でございます。

**○委員（井上勝博）** これは結局、市長の決断でなければ、なかなか職員で絶対にそういうことはさせませんというふうに言えない内容であると思うんですが。部長にお聞きしますけれども、市長としては、そういうサービスについては後退させないという、そういう立場でいるのかどうか、部長は聞いたことがあるのかどうかなんです。

**○市民福祉部長（春田修一）** 現在、市長にそこまでは確認をとっておりませんが、担当部局としましては、今回の介護保険法の改正に伴って、今、課長が申しましたように、サービスが低下しないような形を基本的な考え方として取り組んでいかないといけないというふうに考えております。

いずれにしても、75歳以上の介護認定率というのが90を超えるというような、全体に占める割合が、介護認定を受けている方がいらっしゃるんです。ですから、早い時期からの介護予防、そういう意識を今後高めていくことが全体的な給付費を抑える。給付費が抑えられれば、当然に介護保険料というのも低くなってまいりますので、入り口部分での取り組みというのが今後重要な柱だろうというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

**○委員（井上勝博）** この一定以上の所得のある方の利用料が上がるということなんですが、これについては、もうデータ的にはどのぐらいの方が利用料が上がるのかと。現在利用されている方々で利用料が上がる方がどのぐらいの割合でいらっしゃるのかというのは、わかりますか。

**○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）** 済みません、押さえておりません。

**○委員（井上勝博）** ぜひその辺、おおよそというか、実際にはどうなるかわかりませんが、過去のデータから推計できるものがあると思いますので調べていただいて、資料として提出していただきたいと思うんですが、委員長、お願いします。

**○委員長（江口是彦）** 本委員会は、一応、今度で最後になると思われまますので、引き続いて次期

委員会にも説明等をお願いしていきたいと思いますが、今度の制度改正等によって市町村への権限移譲も行われるようですが、その辺の関連というか、どういうふうになっていくのか、もし説明できたら。

**○介護指導グループ長（白江 剛）** 平成28年4月以降、小規模型のデイサービス事業所の指定・監督権限の委譲等が行われるというふうに、現在アナウンスされております。

以上でございます。

**○委員長（江口是彦）** ほかに御質疑ありますか。

**○委員（井上勝博）** 先ほどのこととあわせて、この特別養護老人ホームについて、要介護3以上に限定されるということになります。現在、入っている方々は除くということですが、そうすると、どのぐらいの方々が、今まで要介護1、2の方々が施設入所を希望されれば入れたと思うんですけども、どのぐらいの方々が希望しても入れなくなるということになるのでしょうか。

**○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）** 現在、待機者の中で要介護2以下の方々が155名ほどいらっしゃいます。一応そういう状況でございます。

以上です。

**○委員（井上勝博）** 今までずっと長いこと待たれていた要介護2以下という方々がもうこれで、待機してもしようがないですよと、入れないですよということになるわけです。

で、約155人もいらっしゃるわけですが。この中で例外的に入所可能というふうにも書いてあるものもあるんですが、これはどういった例外的なものなんですか。

**○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）** 要介護1、2でも、下のほうに書いてございますけども、一定の場合は入所可能ということでございます。

これにつきましては、認知症高齢者で、常時、見守り・介護等が必要な方々であったり、知的障害・精神障害を伴って、地域で安定した生活が送れないとか、あと、家族等による虐待があるとか、そのような方々等につきましては、要件を満たせば2以下の方も入所ができるという形になっております。

以上でございます。

**○委員（井上勝博）** 要件を離れます。そのお出掛け支援券は、ここでいいんですか。

**○委員長（江口是彦）** ちょっと待ってください。

説明があった部分から関連して質疑を優先して受けたいと思います。ほかに御質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（江口是彦）** では、全般について。

**○委員（井上勝博）** それで、前回、中島議員からも一般質問でありましたし、私も一般質問でしたんですが、引き続きこのお出掛け支援券問題は、意見交換会の中でも出るし、あちこち行くと、どうなってるのというふうによく聞かれるわけです。

それで、結局、ボランティア登録をしない方々については、もう来年なくなるわけですが、今の現在、そのボランティア登録というのは、お出掛け支援券を申請された方々のうちボランティア登録をされた方がどのぐらいいらっしゃるんですか。

**○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）** お出掛け支援券の現在までの交付状況でございますけれども、約1万1,000件でございます。

介護予防ボランティア元気度アップ事業の交付枚数でございますけれども、これまで5,630件程度。これにつきましては、平成25年度までは260件ぐらいだったんですけども、今、5,630件ほどとなっております。

以上でございます。

**○委員（井上勝博）** ボランティア登録を仮に半分ぐらいが登録されていますが、もう登録されなかった方々の理由というのはわかりますか。

**○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）** 理由までは、なかなか確認はできていない部分はありますけれども、お出掛け支援券等をとりきいていただいた方には事業の説明をいたしまして、交付をさせていただいているところでございます。

また、いろんな地域におきまして、それぞれの地域で説明もしていただいたりしておりますので、今後また広報活動等も努めながら交付のほうをしていければなと思っているところでございます。

以上です。

**○委員（井上勝博）** あるところでは、自治会で、例えばふれあいサロンをやっていると。しかし、やっているのは年に10回程度なので、いわば自治会の行事、コミュニティの行事などに出ればポイントはもらえるけれども。そこまではできないという方々が、やっとそのふれあいサロンに行けばポイントをもらえたりとか。体操ですかね、障

害を持っている人でもできる体操なんかでもできるんですが。しかし、それでも年に10回しか例えばふれあいサロンがやられてなければ、ポイントはそんなにもらえないと。今まで全額4,000円というところまでもらえたけど、もらえないという方々がやはり出てくると思うんです。

で、そういった方々は、結局、今まで受けていたサービスが後退するということになるわけですし、また、そういう制度自身を、ボランティアという言葉の響きから、「ボランティアは、おいや、できんど」というようなことで、もう登録するつもりは全くないという方々もいらっしゃると思うんです。で、よく理解されてないと。わかっているしやらないということ、周知期間が余りにも短か過ぎたんじゃないだろうかという声もありまして、せめてその周知される期間を1年延ばすとか、そういうことができないだろうかという声も出ておりますけれども、その辺については、全くもうこのまま行きますよということなんでしょうか。

**○市民福祉部長（春田修一）** 私どもは急激に制度を当該年度で変えるわけにはいかないというようなこと等で、1年間の周知期間を持ったところでございます。

今現在5,600を超える方に登録をしておりますが、全ての民生委員会の中でも説明しております。老人クラブのほうにも総会の折に説明をしていただくように。あるいは、健やかアドバイザーの方々にも説明会の折にもやっております。また、広報等もしておりますので、まあ、これでも十分ではないという御意見もあるとするならば、再度、周知については図っていきいたいというふうに考えております。

以上のことから、1年間、周知期間を延ばすということは現時点は考えておりません。

今回の基本的な部分につきましては、サロンもですし、私どもがします介護予防教室、いろんな形での地区コミでの活動とか、そういう部分についてもかなり広く対象にしたつもりでございます。

そのようなこと等で、ぜひ高齢者の方には、先ほどの介護保険料の問題等もございしますが、できるだけ意識を持って地域の中で参加していただきたいと。そうすることによって、地域とのつながりが出て、日ごろの見守り活動とか、「あの人、このごろ出てきやれんど、どげんかしちゃったろ

うかい」とかいう地域の中でのコミュニケーションのつながりというのも生まれてくると思いますので。与えられる部分だけでのサービスということではなくて、自発的な、主体的な活動というのが今後非常に重要になるのではないかなという思いを持っておりますので、御理解いただければと思っております。

**○委員（井上勝博）** 今から周知されるとしても、もう9月になったわけで、あと残りもうわずかと、半年ぐらいしかないわけです。そうすると、「ああ、わかりました」ということで登録しようと思っても、今度は、そのポイント数はもうほんとわずかということになるんじゃないかというふうな気もするんです。

その辺でやっぱり、かなりの数の方々が登録をされてないというのは何なのかという原因というのをやっぱり、わからないというお話でしたけれども。原因はやっぱり探って、そして、もし仮に周知が不徹底であったということで、こういう登録がされてなかったということであるならば、もう少し延期をすとか。また、その特別な場合です。例えば、ほとんど行事などに参加できなかったという、できないという方々、いわば狭間的なところですよ。完全な寝たきりの方はお出掛け支援券は使えないというので、もともと使わないうけど、それは高齢者の半分ぐらいはいらっしゃるわけですが。しかし、半分ぐらいの方々の中で、今までは、やっとかっバスに乗るぐらいで病院に通うのに使いごったというような方々で、そういうボランティア登録をすれば受けられることがわかったんだという方々がいらっしゃる、そういうケースの場合は、何か支援策をすとかいうことはぜひ考えていただきたいというふうに思うんですが、それもだめですか。

**○市民福祉部長（春田修一）** 私どももいろいろ、これをする際については関係課と協議をしました。基本的な考え方なんですけど、お出掛け支援事業の部分で、バスに乗って出かけられたり、あるいは温泉に行かれたりできるということであれば、いろんな地域の行事とか、そういうサロンとか、市がするサロンとか、そういう部分についても当然行ける可能性は十分高いですよというように思いもあるところです。そういうこと等から、今回、参加型を入れたというような部分です。

それと、この中で、ちょっと休憩に切り替えて

もらってよろしいですか。

○委員長（江口是彦）では、休憩に切り替えます。

~~~~~

午前11時50分休憩

~~~~~

午前11時52分開議

~~~~~

○委員長（江口是彦）本会議に返します。

○委員（井上勝博）何でもそうですけども、ごくわずかに、そういうケースがあったことを理由にされたりということで、一般の多くの方々の今まで別に問題なく利用されていた方々から、私から言わせると、やはり取り上げるというふうに思える。また、そういうふうに受けとめているお年寄りの方がいらっしゃるわけですね。それは、もう相当激しい怒りを持って、いや、意見交換会に出ているのはあなた方も知っているでしょうが。そういうのは出ているんです。

だから、やっぱり市は、こんな冷たいことを高齢者に対して、どうしてするのかと。そういう声というのは出ているわけであって、それはやっぱりしっかりと受けとめて、自治体というのが一体何の仕事をするとところなのかと。開発とか何だかんだということじゃなくて、福祉の増進だというのは自治法の中でもきちっと明記されているわけで、この福祉の増進のためにお金を使って、その余ったお金でいろいろ開発するのは構わないと思いますけれども、やはり中心的な仕事はそこにあるんだということを考えなくちゃいけないと思うんです。

で、曾於市では、これは別の制度ではありますけれども。敬老祝い金を今まで節目支給だったものを、全ての高齢者が年をとるごとに復活させたと。で、その復活した敬老祝い金を職員が直接高齢者に持って行ったら、高齢者は物すごく喜んでくれる。額はわずかになるわけです、2,000円とか、3,000円とか。物すごく感謝されて、また、職員の人も、そんなに感謝されることが余りないもんだから、いや、それは公務員の方々も厳しいわけですよ。公務員の人たちばかりがよか目に遭うてみたいふうなことを言われる場合というのはあると思うんです。

ところが、そういうふうなことをやったら、本当に喜ばれたということで、もう本当よかったと

いうことだったんです。

だから、私は、やっぱりそういう仕事をすべきではないかと。お出かけ支援券の問題も余りにも突然過ぎて、高齢者の方々の理解を求めるという点では、やっぱり今回は突然過ぎたと。来年度からは廃止というふうになったというのは問題だというふうに思います。

以上です。

○市民福祉部長（春田修一）反論するわけではございませんが、まず、敬老祝い金のことからです。うちでも88歳が――今回、きのう、職員が手分けして配布を、お祝い金をお渡ししているところでございますが、88歳が、626名いらっしゃる。100歳以上が86名です。ということで、施設に入っている方、在宅も含めまして、100歳以上については、市長以下市民福祉部で全て配布すると。施設に入っている方は88歳以上も同じくお渡ししているんですが、そういう形で職員がみずから出ていっております。

ただ、絶対数が非常に多いということ。それと、地域が非常に広いということ等もございまして、私どもで回れなかった分については、民生委員さん等を通じてお渡ししているところでございます。

それと、老人福祉施策なんですけど、私どもが平成25年度決算ベースなんですけど、医療制度も含めましてです。一般財源として32億円程度入っております。全体の、特別会計もございましてで一概に言えないんですが、医療費もございまして。決算として見ているので166億円入っています。そのうち32億円が一般財源を使っております。かつ、高齢者については12分の1の負担でございまして、その分で見っておりますので、高齢者医療全体で見ますと150億円ぐらいは使っておりますので、いろんなそういうことを考えますと、私どもが高齢者に対して非常に厳しい施策をとっているかということとは言えないというふうに考えているところでございます。

その中で、今後の高齢者施策、あるいは医療問題、あるいは介護問題を考えたときに、どうあるべきかと。今までのやり方でどうなんだというふうなことも踏襲をしながら、お出かけ支援については、やっぱり何度も言うようですが、自主的な、健康づくりも法の中で、みずからが進んでというふうな言葉が挿入をされております。それと同じように、介護とか、医療とか、元気な高齢者にな

るためには、みずからそういう行動を起こしてもらい、主体的な行動を起こしてもらおうということが非常に今後の高齢者施策の中で柱になるだろうというふうに考えておりますので、できるだけ意識も変えることも含めながら取り組んでいかないとけない。

ただ、どうしてもそういうふうに活動できない方の施策というのは、別枠でまた考えていく必要があるだろうというふうに考えているところでございます。

○委員長（江口是彦） まだありますか。これに関連してですか。そしたら簡潔にお願いします。

○委員（井上勝博） 関連ですけれども、やっぱり例えばボランティアについては、このボランティアをすればポイントをあげますよというような、私は、高齢者が元気になるんだろうかと、そんなことで。やっぱり高齢者が大事にされているというふうな、お金がかかり過ぎていると。だから、高齢者のそういう元気でいてほしいという言い方がとうございましたと。私たちのまちを発展させてくれてありがとうございましたと。もう私たちは感謝申し上げますということで、高齢者を励まして、元気でいてもらう。やっぱりこういうやり方のほうが、私はボランティアでポイントを上げるから動いてくださいね。そんなやり方よりもずっといい方法だと。敬老祝い金というのは、そういう意味もあったと思います。元気を出してくださいと。もう私たちは本当にありがたいと思っているんですと。お金はかかっても構いませんと、本当に長生きしてくださいと。これがやっぱり福祉だというふうに思うんです。

以上です。

○委員長（江口是彦） ほかに御質疑ありませんか。遠慮しないで御発言ください。

○委員（中島由美子） 何か空気が読めないと言われそうですけど。お出かけ支援事業については、たくさんスタンプが押せるものがふえて、大変よかったですかなと思っています。まだまださっきあったように、いろんな意見は聞きますので、やっぱり周知徹底はお願いしたいと思います。

そこで、そのお出かけ支援事業にやっぱりかわることなんですけど、この間ずっと施設を回ったときに、ミニデイというのをされているところがありました。それが、やっぱりスタンプを押して

いただけるものになっているんですけども、全施設がしていないです。まだ7箇所ぐらいと聞いているんですけど。そうしたときに、材料費だけ、実費だけを参加者にとっておられたんですが、ちょっとどうしてもそのミニデイをどんどん広げるのに、ある施設なんですけど、たくさんいろんなのをされる中で、ちょっといろいろ経費の問題があるのかわからないんですが。参加料も取るというところが出てきているようで、行かれる方から、これでスタンプを押してもらって、せっかく少しでもためにお出かけ支援事業に変わるような点数にしていこうと頑張っている人が、実費はしょうがないと。でも、参加料まで取られると、ちょっとどうなのかなという意見があるんですけど。そこをやはりミニデイをされる施設に対しては少し、いろいろ予算も大変だと思うんですけど、ちょっとプラスでできないのかなと。施設に渡す補助金というのが同じではないかということもちょっと聞きましたので、そのあたり、ミニデイをされるところは、その分はプラスできたらと思うんですけど、いかがでしょうか。

○介護給付グループ長（上菌哲也） ミニデイにつきましては、おっしゃるとおり1事業所だったと思いますけれども、今現在、負担金を徴収しております。

補助金はそれぞれ定額で交付をしているところなんですけれども、やはり事業の内容が、例えばクラフトを使ったりだとかいう形で、やはり実費部分は負担をしていかないと厳しいということで、事業者のほうで徴収しているところではございます。

ただ、来年から介護保険法が少し変わって、今までの例えばデイサービスが既存の形のデイサービス以外に、新たな民間が参入できるものであったりだとか、ボランティアが参加ができるものという形に形態が変わっていく形になっているところではございまして、そういった意味では、今後はそういったところの参加費の負担金というものも、これまでの介護保険のサービスと同様に発生してくるというふうに考えております。

個人の負担ができるだけ少なくというところは理解はできますので、また事業所のほうといろいろと協議をしながら進めていきたいというふうに考えております。

○委員（中島由美子） じゃ、よろしくお願いし

たいと思うんですが、何か一つやるのに、やはり人が要ると。で、その方に報酬が要ると。そうしたときに、実費はわかるんですけども、やっぱり参加料まで取られると、このスタンプの意味がないんじゃないかなということをおっしゃる方々がいますので、また、よく検討していただければと思います。

○委員長（江口是彦）お願いします。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

○議員（持原秀行）済みません。このお出かけ支援券については、非常にいい制度だと思っているんですが。その4,000円などが廃止されたということで、先ほど部長も言われましたけれども、元気な高齢者、医療関係のそこを抑えるという意味では非常にいい制度だと私は理解していますし、声をかけ合って引っ張り出して来ると。いきいきサロンでも引っ張り出して来るといふ、これは非常にいい制度だと思いますし、認知症の方と話し込んでいく、お茶飲みをするという点からもいい事業だと私は思いますので、自信を持ってやっていただきたいなと思いますが。一つ、ボランティアというのを前面に出したら、非常に抵抗があるという方もおられますので、そこらあたりのところを、「行って参加して何がそれがボランティアよ」と。

で、そのボランティアに対して、もらうということに非常に抵抗を持っておられる補助者の方もおられるということもぜひ理解していただきたいと思います。

○市民福祉部長（春田修一）ただいまの御指摘の分については、名称もわかりやすくするような形で来年度については検討していきたいというふうに考えております。

○委員長（江口是彦）お願いします。

質疑は尽きたと認めます。

以上で、高齢・介護福祉課の審査を終わります。御苦労さまでした。

ここで、休憩します。再開は1時10分とします。

~~~~~

午後0時6分休憩

~~~~~

午後1時8分開議

~~~~~

○委員長（江口是彦）休憩前に引き続き会議を開きます。

△保護課の審査

○委員長（江口是彦）保護課の審査に入ります。

△議案第85号 平成26年度薩摩川内市  
一般会計補正予算

○委員長（江口是彦）ここで、審査を一時中止をしておりました議案第85号を議題といたします。

一般会計補正予算について、当局に補足説明を求めます。

○保護課長（小原雅彦）補正予算について説明をいたします。

補正予算に関する説明書の30ページをお開きください。

3款4項1目生活保護総務費、事項、生活保護管理運営費について548万7,000円の増額補正を行うものであります。

補正の内訳は、4月の人事異動に伴って職員1人増になったため、職員給与、職員手当及び共済費を増額するものであります。

以上で、補正予算の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○委員長（江口是彦）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）質疑はないものと認めます。

委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）ここで、議案第85号に係る審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（江口是彦）次は、所管事務調査を行います。

当局に補足説明を求めます。

○保護課長（小原雅彦）委員会資料の25ページをお開きください。2件の報告をさせていただきます。



年度別に保護課に、生活困窮に関する相談内容につきまして、相談事由別の件数を報告をさせていただきます。様式等は県に報告をする様式項目であります。

内訳は、例年、世帯主の傷病が最も多く、次いで、世帯主の事業不振、失業となっております。平成25年度は相談件数255件のうち103世帯が生活保護を受けることになりました。

次、2番目、年度別の就労支援の状況であります。

保護者のうち働けると判断した保護者に、保護課に配置しております就労支援員を中心に、重点的にハローワークと連携し、面接指導を初め、就労支援を行った結果をお示ししております。

平成25年度で支援者が85人、うち就職した者が53人、うち生活保護を廃止、脱却した者が8人、それにより支払う必要がなくなった保護費が1,076万9,000円となっております。

就労により一人でも自立した生活ができるよう、支援努力を続けていきたいと考えます。

以上、説明を終わります。よろしく申し上げます。

**○委員長（江口是彦）** ただいま当局の説明がありました。これを含めて所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（井上勝博）** 就労支援者数は85人で、就職者数が53人なんだけど、いわば保護が必要でなくなったという方は非常に少ないということで、これはやっぱり就職はしたけれども、収入は非常に少ないということを意味しているんでしょうか。

**○保護課長（小原雅彦）** 個別にそれぞれ事情がございます。例えば、1日働いた人も53人の中にはいらっしゃいます。で、継続的に続いて収入が安定的になって、保護費よりも収入のほうが、保護算定基準よりも収入のほうがふえて保護を必要としなくなった結果が8人だということでございます。

**○委員（井上勝博）** ケースワーカーさんが非常にたくさんの方を見ていらっしゃる、いろいろ支援されていらっしゃるというふうに聞いているわけですが。このケースワーカー一人につき何世帯を見ていらっしゃるんですか。基本があるんでしょうか。その基本があって、で、多い人と少ない人がいらっしゃるんでしょうか。

**○保護課長（小原雅彦）** 地区でそれぞれ担当を分けておりますので、地区に多い、少ないというのはあると思います。

で、直近で、今、759世帯おります。で、ケースワーカーが10人になりますので、平均すれば一人当たりが75世帯になるかと思います。

以上です。

**○委員（井上勝博）** この75世帯が平均なんだけれども、多い人と少ない人とか、そういうふうにはバランスがある、全部大体75人ぐらいなんですか。

**○保護課長（小原雅彦）** 多い職員では、やはり80を超えるケース、少なくとも、しかし、70台のケースを保持している。大体そういう感じで、やはり一人当たりの差が出ないようにはバランスを考慮してケース配置はしております。

以上です。

**○委員（井上勝博）** ケースワーカーさんは10人ということでもいいんですね。その中で、社会福祉主事資格を持つ職員という方は何人ぐらいいらっしゃいますか。

**○保護課長（小原雅彦）** 現在8人おります。

**○委員長（江口是彦）** よろしいですか。ほかに御質疑ありませんか。

**○委員（今塩屋裕一）** 参考までにちょっと聞かせてもらいたいですけど。就労支援はハローワークとの提携ということで、A型、B型とあるんですけど、どういった方向、どっちなのかということと、あと、どういった仕事内容、時間帯とか、できれば報酬というのはどれぐらいなのか。もしよければ聞かせてもらえればと思います。

**○保護課長（小原雅彦）** 就労支援の今おっしゃったA型、B型というのは、障害の福祉の制度のほうで所管している部分でございます。私どもの場合は、働けるような状態になると判断した保護者を、本当に初歩的な、本人に合った軽いものから、最終形としては、やはり正社員として仕事ができるようになるまで支援を続けていく格好にはなりますので。そこあたりはやはり求人の状況と、もちろん求人のあった中から本人に合った仕事を探し当てて、後は本人の意欲を喚起しながら継続的に支援していきます。

金額的には、パートの就労、そういったのが大方占めておりますので、御承知のとおり時給、最低賃金の時給600円台から、そういう軽作業的

なものからになるだろうというふうに子どもは感じております。

**○委員（井上勝博）** 先ほどのやつの関連というか、続きなんです、この社会福祉主事資格を持つ職員という方が8人ということは、比較的多いというか、全国平均よりは多いのかなと思うんですが。この社会福祉主事資格者というのは、例えば異動があります。それで、ケースワーカーになると、で、なったときに、その資格を取る勉強をされて資格を取るとか、そういうふうになっているんですか。

で、そういう方々は例えば異動でまた別のところに移られたりするわけですが、庁内にそういう社会福祉の資格を持っていられる方が今、何人ぐらいいらっしゃるかちゅうのはわかるんですか。

**○保護課長（小原雅彦）** 今ちょっと、資格を持っている職員数についてはここに持ってきておりませんので、後ほどまた井上委員のほうには報告したいと思います。

**○委員（井上勝博）** やっぱ、例えば異動で保護課に行って、そこで取られるという感じなんです。それとも、資格を持っている人が異動で保護課に行かれるんですか。どうなんですか。

**○保護課長（小原雅彦）** ここ直近というか、数年は保護課に来てから主事資格を取るケースが多いです。

**○委員長（江口是彦）** ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（江口是彦）** 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（江口是彦）** 質疑はないと認めます。

以上で、福祉課の審査を終わります。御苦労さまでした。保護課でした。訂正します。

---

△子育て支援課の審査

**○委員長（江口是彦）** 次は、子育て支援課の審査に入ります。

---

△議案第80号 薩摩川内市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

**○委員長（江口是彦）** 議案第80号薩摩川内市

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

**○子育て支援課長（知識伸一）** 子育て支援課でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の議案つづり（その1）、80-1ページをお開きください。

議案第80号、薩摩川内市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを御説明いたします。

制定内容につきましては、議会資料で説明させていただきます。市民福祉部の議会資料の1ページをお開きください。

まず、条例制定の目的、経緯につきましてです。

**○委員長（江口是彦）** ちょっと待ってください。みんな、ありましたか。議会資料、これです。よろしいですね。お願いします。

**○子育て支援課長（知識伸一）** それでは、1ページでございます。

まず、条例制定の目的、経緯につきましてです。子ども・子育て支援法等の交付による児童福祉法の一部改正に伴いまして、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について条例で定めるものでございます。

続きまして、条例制定の基準についてですが、平成27年4月の施行予定しております子ども・子育て支援制度については、小規模保育事業、利用定員が6名から19名、家庭的保育事業、利用定員が5名以下、保育が必要な者の家庭で保育を行う居宅訪問型保育事業、事業所内保育所を自社労働者の子どものみならず、地域の子どものみならず、開放した場合の四つの類型につきまして、新たに市町村による認可事業として事業類型が設けられることになりました。

家庭的保育事業等を行うに当たりましては、家庭的保育事業事業者等は市の条例を遵守する必要があり、市が条例で基準を定める際には、児童福祉法第84条の16第2項に基づく厚生労働省令に定めるところにより、以下の基準に基づき定めることとされております。

**○委員長（江口是彦）** 34条やな。

**○子育て支援課長（知識伸一）** 34条です。84条ではなく。失礼いたしました。

一つといたしまして、従うべき基準があります。必ず適合しなければならない基準です。二つ目と

いたしまして、参酌すべき基準があり、地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されるものであります。

本市基準といたしましては、従うべき基準及び参酌すべき基準、いずれも国の基準と同様の基準といたしたいと考えております。

なお、本市独自の基準といたしまして、暴力団排除に関する条項を加えたいと思います。

条例につきましては、第1章で総則、第2章で家庭的保育事業、第3章で小規模保育事業、第4章で居宅訪問型保育事業、第5章で事業所内保育事業、第6章で雑則を定めており、第1条から第49条まで及び附則からなっております。

以上、議案第80号、薩摩川内市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての説明を終わります。よろしく御審査くださいますよう、お願いいたします。

**○委員長（江口是彦）** ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（井上勝博）** 保育のこの基準が、いわば国の基準と同じようにするという事なんですけれども。国の基準でいうと、やはりかなりいろいろ保育の内容、質に差が出てくるのではないかなというふうに思うんですが、そこら辺のちょっと説明もお願いしたいんです。保育のこの保育士の資格についても、それから、一人当たりの面積についても違うんじゃないですか。その保育所と、それから例えばここにある家庭的保育事業などと、保育の質が違うんじゃないですか。

**○子育て支援課長（知識伸一）** 保育所につきましては、10名以上のところになっております。当然基準が一番上の段階になるんですけど。小規模保育事業が3種類ございまして、A型、B型、C型というふうに今回お願いをしているところなんですけど。A型がより保育園に近い基準の設備を整えておりまして、C型は家庭的な、5人以下の事業所に近いやつで、Bは、そのAとCの間という形で、小さなところでも保育ができるような形で、段階的に設備の基準を変えてあるということでございます。

以上でございます。

**○委員（井上勝博）** 一番やっぱり目立つのは、保育所は保育者が保育士というふうに定められて

いるけれども。例えば、家庭的保育は研修修了者ということになっていて、必ずしも資格がなくても保育ができるというふうになっているわけですが。この研修修了というのは、どういうことをすれば修了ということになるんですか。

**○主幹兼保育グループ長（平 利朗）** 保育グループ長の平です。研修につきましては、県が定める研修を受けることということでなっております。現在検討がなされているということで、こちらのほうは把握しているところでございます。詳細部分については、まだ情報を集めている状況でございます。

**○委員（井上勝博）** 非常に大事な問題というか、やはり保育士の資格を取るというのは、かなり長い年月で学校を出なきゃいけないとかいうふうに私は認識しているわけで。研修の場合は、本当に数時間で研修が終了ということになるのかどうか、そこら辺もはっきりしないということなんですかね。実際は、もっとちゃんと研修は1箇月とか、2箇月とか、そういう単位でやるんでしょうか。

**○保育グループ長（平 利朗）** 先ほどの答弁と同じようではありますが、内容については、今のところ詳細については、まだ十分把握していない状況でございます。

**○委員（井上勝博）** 実は、子どもさんの面積の違いというのはやはり出てくるんだと思うんですが、その辺の説明をお願いできますか。

**○主幹兼保育グループ長（平 利朗）** 面積につきましては、それぞれの年齢ごとにに応じて国のほうで基準が定められております。私どもの市としましても、国が定めた基準に沿って、制度については導入をしたいというふうに考えております。

**○委員（井上勝博）** 導入するのは来年です。もうあと半年ぐらいなんですけど、そういうことがまだ決められていないというのが非常に、本当に今までの保育の水準を保つことができるんだろうかというやっぱり心配がそのまま残るというような感じがするわけですが。それは、その研修の内容についてまだよくわかってないというのは、そういう内容なのに、条例だけ先に決めてしまうというのは、何か余りにも拙速過ぎるような気がするんですが、これは来年度からスタートしなくちゃいけないものですか。

基準を、例えば保育所の基準と同じにしておくということは、ほかの自治体ではやっているところ

ろがあるみたいです。基準はもうそろえと。で、国はこう言っているけども、自治体として、もう基準をそろえて、保育の質が低下しないようにというふうにしてるところもあると聞いているんですが。そういった例というのはあるんじゃないんですか。そういう例は。要するに、国の基準じゃなくて、自治体としてやっぱり質が低下しないようにというふうにしてる例はないんですか。

**○保育グループ長（平 利朗）** 条例を定めます前に、私どもも他市の状況等も確認したわけでございますが、他市の状況も私どもと同様で、国の基準ですというところがありました。確認したところでは、違う基準を使うというところはございませんでした。

**○委員（井上勝博）** それは県内の状況ですか。それとも、全国的な状況を全部調べてみて、そうだとすることで、法律的にできることではあるんじゃないんですか。基準を自治体で、国の基準よりも引き上げるということは法律的にはできるんじゃないんですか。

**○委員長（江口是彦）** 答弁できますか。

**○市民福祉部長（春田修一）** 今のグループ長が答弁した分については、県内の状況、類似団体の状況を調べたところでございまして、全国的には、今、議員がおっしゃるような部分もあるかと思っております。

今回の分については、国が省令で定めた部分で、守るべき部分と参酌する部分と二通りございまして、参酌する部分についても、県内の状況については、私どもの情報収集の中では県内としては同じような状況があったということです。

それと、施設の規模の話もあったところでございますが、保育所の場合は、小規模で申しますが、小規模は3歳未満の方でございまして、それで比較させてもらいますと、保育所がゼロ、1、2歳の場合は、ほふく室が一人当たり3.3ということで、2歳以上が1.98になっております。

小規模の場合のA型の部分がゼロ、1、2歳が3.3。2歳児が1.98でございまして、これからすると、保育所と同じレベルを今回の小規模の中でも導入しているということで御理解いただければと思っております。

ただ、都市部等につきましては、これを若干上げたりして独自の部分を、インセンティブを働かせるような補助制度を設けるなどして保育の質を

より高めるという取り組みをされているという情報もネット上では、ちょっと聞いているところでございます。

以上でございます。

**○委員長（江口是彦）** ほかに御質疑ありませんか。

**○委員（新原春二）** 国が定めた法律の関係については、待機児童も含めての考慮と、それから、無認可保育所の一定の規制を設けるという一つの大きな時点があると思うんですけども。今、これを平成27年の4月から施行した場合に、想定なんですけども、既存の保育園の運営の関係がどうなっていくのかなというのは一番危惧される所なんです。

で、そこら辺の問題をどうしていくかちゅうことも含めて考えないといけないんですが、今現在のところ、保育事業所のほうから何か問い合わせであるとか、クレームであるとか、そういうものが来っていないのかというのがまず1点と、今現在、薩摩川内市における無認可の保育所、そして、あと四つに該当するようなものがどのくらいあるのか、調べてあったらお知らせください。

**○課長代理（西田光寛）** 一番最初の保育園の今後の運営方針についての問い合わせですけども、保育所のほうからは、単価等が今出ましたけれども、特段その経営のほうがどうこうと、苦しくなるんじゃないかというような話は聞いていないところですよ。

ただ、私立の幼稚園さんが、今度、公定価格のほうで変わってこられると、認定こども園さんのほうは若干苦しいと申し出があるところも出てきている。

それと、認可外保育所施設、事業所内保育施設が今14箇所ほど、そのうちこの小規模型保育施設のほうに今移ってみようかなと考えていらっしゃる方が2箇所、ごめんなさい、A型が5箇所とB型が2箇所でした。済みません、7箇所です。今検討に入っていられちゃるところですよ。

以上です。

**○委員（新原春二）** 私立の保育園のほうからも、委員会のほうにいろんな意見交換会をしてほしいちゅう意見も出ています。で、前回もその話をしたんですけど、まだこういった法律ができていない段階で、ちょっと時期が尚早じゃないかということで見送ってきた経緯があるんです。

で、そういうようなことを保育園のほうから聞けば、やっぱりそういう保育園の園児がこうしたところに流れていくんじゃないか、少なくなっていくんじゃないかと心配が恐らくあらわれるから、そういうものが出てきたんだろうと思うんです。それはもう企業努力ですので、こちらからどうこうゆうことは無いんですが、そこ辺も相当配慮をしながら、そういう相談にはぜひ乗っていただきたいというのと、それから、今、Aが5箇所、Bが2箇所というんで、総体的に半分がしてみようかなということに、今、手を挙げようかとされているんですけど。あと、残った7箇所についても、こういう制度に入らないといけないちゅうことではなくて、今までどおり無認可でもいいちゅうことで確認していいんですか。

**○課長代理（西田光寛）** この調査につきましては、担当グループ長と担当が各園を全部、1箇所1箇所回って面接をしながら、物件等も見せていただいて、十分説明をした上で、今判断をしていただいているところです。

ただ、その小規模保育を行うに当たって、給食の問題とか、3歳以上の子どもを連携施設という形で既存の幼稚園、保育園等のほうに、3歳になったら次のほうは、向こうの幼稚園、保育園に行ってくださいということで、連携施設の契約等も今後出てくるのがありまして、今までの認可外保育所施設であればゼロから5歳まで同じ施設のところで預かれるんですけど、やはり途中で投げ出してしまうような部分で考えをちょっと消極的になれる園も出てきているというような状況です。この連携施設が非常にネックになると。

**○委員（新原春二）** 要望しておきますが、やっぱり一つは、新制度ができていときは、既存の園も、また、これからやっていこうちゅう方々も、また、保護者もいろいろ迷いがあると思いますので、そこら辺は丁寧な説明をして進めていただきたいと思います。これを要望しておきます。

**○委員長（江口是彦）** ほかに。

**○委員（井上勝博）** 給食については、保育所は外部搬入は基本的にはだめと。しかし、ほかは外部搬入はオーケーと。給食でもやっぱりこういう差が出てくるということですか。

**○主幹兼保育グループ長（平 利朗）** 委員おっしゃるとおりでございます。給食については、今おっしゃるとおりの内容でございます。

**○委員長（江口是彦）** ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（江口是彦）** 質疑は尽きたと認めます。これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（江口是彦）** 討論の声がありますので、これより討論を行います。

まず、本案に反対の討論はありませんか。

**○委員（井上勝博）** 今回のこの条例の改正の中でやっぱり問題なのは、その保育士の資格にかかわるところがどうなっているかちゅうのが不明のままであるという問題。それから、今言われたように、給食の外部からの搬入の違いも出ているということや、ちょっと預かる施設によって保育の質が変わってくるということについては、やっぱりこれは問題ではないだろうかというふうに思います。

本来ならば、待機児童の解消のためには認可保育所をふやすことによって対応するという原則でなきゃいけないというふうに思うので、今回の条例はどうも賛成できません。

以上です。

**○委員長（江口是彦）** 次に、本案に賛成の討論がありますか。

**○委員（新原春二）** 先ほども話をしましたように、この法律の趣旨は、待機児童ときちんとした法律の中で保育事業をやっていくということであろうと思います。そうした意味では、市としてもこれを制定していただくのは当然だし、そしてまた、初めての制度でありますので、いろんな問題があると思いますけども、そういう問題については指導的な立場の役所、あるいはまた指導をしたり、カバーをしていけばいいですし。また、足りないところについては補足もしていけばいいわけですので、ぜひ、こういうものについては早目に制定をして、また条例改正をして、きちんとやっていくべきだと思いますので、賛成いたします。

**○委員長（江口是彦）** ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（江口是彦）** 討論は終結したと認めます。

採決します。採決は起立により行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに賛

成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○委員長（江口是彦）** 起立多数であります。よって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第81号 薩摩川内市特定教育・保育及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

**○委員長（江口是彦）** 次に、議案第81号薩摩川内市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

**○子育て支援課長（知識伸一）** それでは、議案つづり81-1ページをお開きください。

議案第81号薩摩川内市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを御説明いたします。

制定内容につきましては、議会資料で説明させていただきます。市民福祉部の議会資料の3ページをお開きください。

まず、条例制定の目的、経緯につきましてです。

子ども・子育て支援法の公布に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準について条例で定めるものであります。

特定教育・保育施設は、認定こども園、幼稚園及び保育所であります。特定地域型保育事業は、さきの条例80条で定めます家庭的保育事業等でございます。

続きまして、条例制定の基準についてですが、平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度で市の確認を受けた特定教育・保育施設や特定地域型保育事業において、子どもが教育・保育を受けた場合、保護者が特定教育・施設に支払うべき額を限度として、施設型給付費や地域型保育給付費として施設が受け取ることができることとなっております。

これに伴いまして、特定教育・保育施設の設置者や特定地域型保育事業者による運営に関する基準を満たす必要があるとされているため、以下の基準に基づき定めることとされております。

一つといたしまして、従うべき基準があり、二つ目といたしまして、参酌すべき基準がございます。

本市基準といたしましては、従うべき基準及び参酌すべき基準、いずれも国の基準と同様の基準といたしたいと考えております。

なお、本市独自の基準といたしまして、暴力団排除に関する条項を加えたいと思います。

条例につきましては、第1章で総則、第2章で特定教育・保育施設の運営に関する基準、第3章で、特定地域型保育事業者の運営に関する基準、第4で雑則を定めており、第1条から第53条まで及び附則からなっております。

以上、議案第81号薩摩川内市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についての説明を終わります。よろしく御審査くださるようお願い申し上げます。

**○委員長（江口是彦）** ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（井上勝博）** 今説明をされても、ちょっと私よくわからなかったんですね。

それで、これも80号との関係で、やっぱり待機児童を解消するというような目的と関係するんですか。そこら辺の説明をもう少し具体的に。

**○子育て支援課長（知識伸一）** 保育園と認定こども園、幼稚園の事業の運営の基準について定めるものと、それから、先ほどの家庭的保育事業と同じように、運営に関する基準を定める条例でございます。

以上でございます。

**○委員長（江口是彦）** ほかに御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（江口是彦）** 質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（江口是彦）** ただいま討論の声がありますので、これより討論を行います。

まず、本案に反対の討論はありませんか。

**○委員（井上勝博）** 待機児童の問題を解消するというので、このような制度が政府で考えられたということではありますけれども。ただ、なぜ、じゃあ、そういう保育基準がやっぱり違ってくるのか。なぜ、その保育所以外は給食が外部委託でも構わないというふうになるのか、そこら辺はやっぱり私、待機児童との関係では全くおかしいん

じゃないかと。要するに、質を悪くして待機児童をなくすというようなやり方であって、基本的にやっぱり質はそのまま、その保育所をふやすということを基本にしなければ、子どもによって、そういう保育環境が変わってくるわけですので、おかしいと思います。

で、研修についても、さっき言ったとおりです。やっぱり研修内容が明白でない状態のままで、この条例を定めるというのは、私は反対いたします。

**○委員長（江口是彦）** 次に、本案に賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（江口是彦）** 討論はないものと認めます。討論は終結したと認めます。

採決します。採決は起立により行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○委員長（江口是彦）** 起立多数であります。よって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第82号 薩摩川内市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

**○委員長（江口是彦）** 次に、議案第82号薩摩川内市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

**○子育て支援課長（知識伸一）** それでは、議案つづりの次の82-1ページをお開きください。

議案第82号薩摩川内市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について御説明いたします。

制定内容につきましては議会資料で説明させていただきます。

市民福祉部の議会資料5ページをお開きください。

まず、条例制定の目的、経緯につきましてです。子ども・子育て支援法等の公布による児童福祉法の一部改正に伴いまして、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について、条例で定めるものでございます。

続きまして、条例制定の基準についてですが、

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第6条により、児童福祉法第34条の8の2が新設され、市町村は放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めることとなりました。

なお、市が条例を定めるに当たっては、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については、厚生労働省令で定める基準に従い、その他の事項については厚生省令で定める基準を参酌するものとしております。

本市条例では、1、従うべき基準、2、参酌すべき基準については、国の基準と同様の基準と考えておりますが、議会資料6ページにありますとおり、設備の基準及び職員数について、施行時に一部児童クラブで対応できないおそれがあるために、経過措置を設けたいと考えております。

また、暴力団排除に関する条項を加えたいと思っております。

条例につきましては、第1条から第23条まで及び附則からなっております。

以上、議案第82号、薩摩川内市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、説明を終わります。よろしく御審査くださるよう、お願い申し上げます。

**○委員長（江口是彦）** ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（井上勝博）** この条例を定める目的というのがよくわからない。この法律に基づいてするんだというふうになっているんですが、その法律そのものの目的ですね。現在、児童クラブとか学童保育とかと言われてますが、それらの関連というか、その辺はどういう関連なんですか。

**○子育て支援課長（知識伸一）** 今、やはり小学1年の壁と申しますか、幼稚園、保育園まではお母様、お父様が働けるようなあれだったんですけど、小学校1年になりますと、家庭で生活がまたできないお子さんなんかがあるということで。今、国のほうも待機児童の解消ということで、私がちょっと記憶が間違ったら申しわけないんですけど、30万人解消するというようなふうで、安倍首相のほうを考えを持っておられまして、それに一体的な形で放課後児童クラブを、やはりいろん

な地域につくらなければいけないということで、  
こういう制度に変わってきておるといふふうに考  
えております。

以上です。

○委員（井上勝博）放課後児童クラブは、現在  
あるわけです。で、つくりたいという要望が強い  
ところについても、つくる方法というか、そうい  
うのは指導されて、それでつくってきているわ  
けじゃないですか。

それが、今後は、この条例が制定されれば、今  
までと手続が変わってくる、そういうことですか。  
その辺の詳しいことを。

○子育て支援課長（知識伸一）今までは法律に  
直接定めがなくて、ガイドラインという取り決め  
で児童クラブができておったんですけど、それじ  
やもうなかなか難しいということで、今回、法律  
を決めるということで、新たに各市町村で条例を  
制定しなさいということで、今回、条例の提案に  
至ったということでございます。

○委員（井上勝博）これについては、じゃあ、  
現在運営されている児童クラブに関していえば、  
先ほど、本市独自の基準というのがあって、いわ  
ば省令で定めた基準よりも狭いところがあると。  
それを経過措置としては当面は仕方ないけども、  
これは将来的にはその省令の基準にしていくと、  
広くするということで、現在の児童クラブの運営  
内容ではなくて、面積にかかわってくる、そうい  
う理解でいいわけですか、それだけだと。いいで  
すか。

○子育て支援課長（知識伸一）面積的にやはり  
基準を満たしてないところがございます。その理  
由といたしましては、昔のガイドラインでは  
40名から70名ぐらいの大まかな一つのグルー  
プの放課後児童クラブということだったんですけ  
ど、今回、40名ということで制定いたしますの  
で、当然その前の基準で制定しておられたところ  
は、若干狭くなる、基準より満たない場合もある  
ということになります。

これにつきましては、鋭意、今後また、経過措  
置を設けておりますので、その間にまた解消して  
いく方向で検討をしたいというふうと考えており  
ます。

で、もう一つ、済みません、つけ加えます。

今回の条例につきましては、今までの児童クラ  
ブの認定と全く一緒なんですけど、法律によって

こういう条例を定めて、放課後児童クラブを今後  
はつくっていくという形になります。

以上です。

○委員（井上勝博）その面積が基準どおりには  
いけないという児童クラブがどのぐらいあるんで  
すか。

○主幹兼保育グループ長（平 利朗）面積が  
基準に満たないクラブは2箇所ございます。

○委員長（江口是彦）よろしいでしょうか。ほ  
かに御質疑はありませんか。

○委員（新原春二）経過措置があるちゅうこと  
で、経過措置を入れたちゅうことですが、大  
変ありがたいことなんですけど、その経過措置の  
期間をどのくらい見ていらっしゃるでしょうか。

○子育て支援課長（知識伸一）一応、考え方と  
いたしましては、おおむね5年間ぐらいというこ  
とで考えております。

○委員（井上勝博）国のほうとしては、いわば  
学校に上がった小学校1年生、低学年の子どもた  
ちが放課後を過ごせない、親が泣く泣く仕事をや  
めざるを得ないという人たちがやっぱり30万人  
もおるといふことです。それを解消するためだと。

解消するということであるならば、これを積極  
的に、この学童保育をつくっていくということに  
ならなきゃいけないと思うんですけども。今ま  
でのその手続上では、なかなか障害が大きかった  
りとかいうことで、地域の協力をもらえなかった  
とか、いろいろなことで苦勞するというのがあっ  
たんですが、そういったものについては何らかの  
改善というのがあるんですか。

○子育て支援課長（知識伸一）今、薩摩川内市  
に全部で17児童クラブがございまして、で、中学  
校区でないのが数箇所あるんですが、そこにつ  
きましても、今、地元の方々がそういう団体をつ  
くりまして、新しいクラブができないかというこ  
とで、今、検討をしておりますところござい  
ます。そういうところが2箇所。

それから、1箇所は、今ある児童クラブがもう  
手狭になってきまして、新しい第2クラブをつ  
くりたいというような形で、要望があるところは、  
だんだんふえておりまして、将来的にはふえて  
いく見込みでございます。

○委員長（江口是彦）ほかに御質疑はありま  
せんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



○委員長（江口是彦）質疑は尽きたと認めます。  
これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）討論はないと認めます。  
これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）御異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第85号 平成26年度薩摩川内市  
一般会計補正予算

○委員長（江口是彦）ここで、審査を一時中止しておりました議案第85号を議題といたします。  
一般会計補正予算について、当局に補足説明を求めます。

○子育て支援課長（知識伸一）議案第85号一般会計補正予算、子ども・子育て分について御説明申し上げます。

第3回補正の予算に関する説明書、29ページをお開きください。

3款3項児童福祉費1目児童福祉総務費は450万7,000円の増額補正で、内容は、説明欄をごらんください。

事項、児童福祉管理運営費は、4月の人事異動に伴います職員給等の調整でございます。

なお、職員1名が、子育て支援課につきましては4月1日現在で増となっております。

以上で説明を終わります。よろしく御審査お願いいたします。

○委員長（江口是彦）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）質疑はないものと認めます。

以上で、議案第85号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち本委員会付託分について質疑は全て終了いたしましたので、これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）討論はないと認めます。  
これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）御異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△所管事務調査

○委員長（江口是彦）次は、所管事務調査を行います。

当局から説明がありますか。

○子育て支援課長（知識伸一）特にございません。

○委員長（江口是彦）当局の説明はないようですが、所管事務全般について、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）先ほどの中には入ってなかったんですけど、保育新制度の中で、公定価格の仮単価が提示された結果、認定こども園に移そうと思っていたけれども、補助金が大幅に減るというケースが出たために、返上をする動きが全国的にあるという報道があるんですが、その辺については、どのようなふうになっているか、お尋ねしたいと思います。

○主幹兼保育グループ長（平 利朗）今、委員がおっしゃるような形は、報道等でも私どもは見ておりますが。現在、私どもとしましては、それぞれ各園に公定価格が示されたもののもとに基準額の算定しているシート等がございますので、それを十分に精査していただいた上で、今現在、方向性を決める方向でお願いをしているところでございます。

で、おっしゃる金額が低いというようなことで、一部そういった声もございましたが、最終的にそうなるというような声は届いていないところでございます。

○委員長（江口是彦）よろしいでしょうか。ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）質疑は尽きたと認めます。  
以上で、子育て支援課の審査を終わります。当局の皆様、大変御苦労さまでした。次は、また決算審査でよろしくお願いいたします。

△環境課の所管事務調査

○市民福祉部長（春田修一）先ほど、環境課のほうで環境アセスの話等が出てまいりまして、ちょっと県とも確認をとりましたので、御報告させていただきたいと思います。

○環境課長（内田泰二）それでは、先ほど、井上委員のほうから御質問がありました件で、2件ほど説明させていただきます。

まず、1点目の九州電力の原子力発電所の一連の安全対策事業の関係、環境アセスメントが必要ではというお尋ねでございましたけれども。県に確認したところでは、環境影響評価法がございすけれども、この中の原子力発電所の設置の工事の事業、これは新設ということだそうです。

それと、もう一つ、発電設備の新設を伴う原子力発電所の変更工事の事業、これは増設だそうです。この場合にはアセスメントを実施するという事で、今回の場合はアセスは必要ないという回答でございました。

それと、もう一点、寄田海岸までの旧市道の通行権のお尋ねでございました。

今回のケースは、民法第210条から第213条までに通行権関係を規定されておるんですけれども、ここがこれに該当するか、私どもちょっと判断できかねるところなんですけれども。私ども、寄田海岸にウミガメのふ化場を設置させていただいているんですけれども、その場合は、そこを通らないと、ちょっと車等を入れないといけないもんですから、そのことについて九州電力さんに御相談したら、そういう場合は通行しているですよということは回答をいただいています。

ですから、先ほどボランティア作業でというお話でしたので、海岸まで車を乗りつけたいとか、ボランティア作業をするからとか、そういう場合が出てきたときは、また土地の所有者である九州電力さんと御相談の上、対応していただく必要があるのかなと考えております。

以上でございます。

○委員（井上勝博）そういうウミガメの調査員という方が仕事として海岸に出るのに、一々、九州電力にことわらなきゃいけないのかということになるんです。

やっぱり市としては、そこは九州電力と協定という大げさなものじゃなくてもいいですけども、

約束をして、そういうウミガメ関係、そして清掃関係については通してくださいというようにしないと、やっぱり市としてそれをお願いしていいんじゃないですか。要求していいんじゃないですか。

○環境課長（内田泰二）ウミガメの観察については、通りますということで——今、ウミガメの調査の時期は終わりましたけれども、また来年春先から始まりますけれども——そこあたりは九州電力の担当者レベルではございますけど、通してくださいというお願いはしてございます。清掃はちょっと、そこまでは協議はまだしておりません。

○委員（井上勝博）なかなかそのウミガメ調査員の方の言うには、やはり清掃というのは大事なんだと。ウミガメが産卵をするために障害物があったりすると、それを取り除いているんだということで、やっぱり産卵との関係というのはあるわけですので、それはやっぱりそんなに弱腰にならなくてもいいんじゃないでしょうか。どうなんでしょうか。

○環境課長（内田泰二）漂着物のごみの関係とウミガメの上陸頭数のその因果関係というんですか、そこあたりはちょっと私承知しておりませんが、九州電力さんには、またその旨、よくお会いする機会がございますので、また別途相談させていただきたいと考えております。

それと、これは先ほど御質問があったんですけど、ウミガメの頭数がちょっと減っているということで、これは昨年までの件数なんですけれども、毎年ごとの変動が大きくて、ちなみに、平成23年度の鹿児島県全体は5,423頭、それと、平成24年度は8,845頭、平成25年度は8,538頭というようなことで、ふえたり減ったりが激しいということで、これは県がまとめた資料なんですけど、この点はそういうふうで御理解いただければ。

○委員長（江口是彦）まだありますか。

○委員（井上勝博）要は、ちょっと聞いたのは、その調査員の方が例えば入院したりとか、体調が悪いときには行けなかったために、ちゃんと調査できなかったという年もあったらしいです。

で、そういう調査員が忙しかったりとか、そういうのも変動したりするみたいですので、やっぱり今回はそういう自分が病気のときは少なかったけれども、大体平均的にやってたら、ことしは、がくっと少なくなったという経験則というか、ち

ゃんとデータもとりながら減ったというふうに言っているので、そこら辺はやっぱりよく見ておかなきゃいけないんじゃないかと。変動があるから、そういうもんじゃないだろうかちゅうことじゃないかもしれない。

以上です。

○委員長（江口是彦）課長、ありますか。

○環境課長（内田泰二）調査員の方は複数名いらっしゃるしまして、自分が行けなくなったときは、かわりの方をお願いするというようなふうで回っていらっしゃるのです、その点をちょっとつけ加えさせてください。

以上です。

○委員長（江口是彦）以上で、追加説明、質疑も含めて市民福祉部関係の審査を全て終了しました。当局の皆さん、御苦労さんでした。

以上で、日程の全てを終わりました。

委員会報告書の取りまとめについては、委員長に御一任いただくことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）御異議ありませんので、そのように取り扱います。

---

△閉　　会

○委員長（江口是彦）以上で、市民福祉委員会を閉会いたします。

本日は大変御苦労さまでした。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会市民福祉委員会  
委員長 江口 是彦